

# 令和4年斜里町議会定例会 9月定例会議 会議録（第2号）

令和4年9月15日（木曜日）

## ◎議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 認定第 1号 令和3年度斜里町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 認定第 2号 令和3年度斜里町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 認定第 3号 令和3年度斜里町国立公園内森林保全事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 認定第 4号 令和3年度斜里町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 認定第 5号 令和3年度斜里町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 認定第 6号 令和3年度斜里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 認定第 7号 令和3年度斜里町病院事業会計決算認定について
- 日程第 9 認定第 8号 令和3年度斜里町水道事業会計決算認定について
- 日程第10 議案第26号 斜里町地域福祉計画審議会設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第27号 斜里町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第28号 斜里町健康増進計画審議会設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第29号 令和4年度斜里町一般会計補正予算（第5回）について
- 日程第14 議案第30号 令和4年度斜里町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3回）について
- 日程第15 議案第31号 令和4年度斜里町国立公園内森林保全事業特別会計補正予算（第1回）について
- 日程第16 議案第32号 令和4年度斜里町公共下水道事業特別会計補正予算（第2回）について
- 日程第17 議案第33号 令和4年度斜里町介護保険事業特別会計補正予算（第2回）について
- 日程第18 議案第34号 令和4年度斜里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）について

- 日程第19 議案第35号 令和4年度斜里町病院事業会計補正予算(第2回)について  
日程第20 議案第36号 令和4年度斜里町水道事業会計補正予算(第2回)について

◎出席議員(12名)

- |              |             |
|--------------|-------------|
| 1番 今井千春 議員   | 2番 小暮千秋 議員  |
| 3番 久野聖一 議員   | 4番 山内浩彰 議員  |
| 5番 佐々木健佑 議員  | 6番 木村耕一郎 議員 |
| 7番 櫻井あけみ 議員  | 9番 久保耕一郎 議員 |
| 10番 若木雅美 議員  | 11番 海道徹 議員  |
| 12番 須田修一郎 議員 | 13番 金盛典夫 議員 |

◎欠席議員(1名)

- 8番 宮内知英 議員

◎出席説明員

- |       |                            |
|-------|----------------------------|
| 馬場隆   | 町長                         |
| 北雅裕   | 副町長                        |
| 岡田秀明  | 教育長                        |
| 宮山貢   | 代表監査委員                     |
| 増田泰   | 総務部長                       |
| 高橋佳宏  | 民生部長                       |
| 茂木公司  | 産業部長                       |
| 芝尾賢司  | 国保病院事務部長                   |
| 馬場龍哉  | 教育部長                       |
| 伊藤菜穂子 | 会計管理者                      |
| 松井卓哉  | 企画総務課長                     |
| 鹿野能準  | 財政課長                       |
| 結城みどり | 税務課長                       |
| 高橋正志  | ウトロ支所長                     |
| 南出康弘  | 環境課長                       |
| 鳥居康人  | 総務部参事                      |
| 武山和人  | 住民生活課長                     |
| 玉置創司  | 保健福祉課長、新型コロナウイルスワクチン接種推進室長 |
| 鹿野美生子 | こども支援課長                    |
| 伊藤智哉  | 農務課長、農業委員会事務局長             |

|    |   |    |                          |
|----|---|----|--------------------------|
| 森  | 高 | 志  | 水産林務課長                   |
| 河  | 井 | 謙  | 商工観光課長                   |
| 荒  | 木 | 敏則 | 建設課長                     |
| 榎  | 本 | 竜二 | 水道課長                     |
| 武  | 山 | 和史 | 国保病院事務次長                 |
| 菊  | 池 | 勲  | 生涯学習課長                   |
| 佐々 | 木 | 剛志 | 博物館長                     |
| 武  | 智 | 良  | 公民館長                     |
| 村  | 上 | 和志 | 選挙管理委員会・公平委員会事務局長、監査委員書記 |

◎議会事務局職員

|   |   |   |   |      |
|---|---|---|---|------|
| 平 | 田 | 和 | 司 | 事務局長 |
| 竹 | 川 | 彰 | 哲 | 議事係長 |
| 鶴 | 卷 | 美 | 奈 | 書記   |

午前10時00分再開

◇ 開議宣告 ◇

●金盛議長 おはようございます。散会前に引き続き、本日の会議を開きます。

◇ 会議録署名議員の指名 ◇

●金盛議長 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、須田議員、今井議員を指名いたします。

◇ 議長諸般報告 ◇

●金盛議長 諸般報告をいたします。本日、宮内議員より遅れる旨の届け出を受けております。

議会への報告関係について、本日、例月出納検査結果報告書が提出されておりますので、サイドブッククラウド本棚に掲載しております。

以上で、諸般の報告を終わります。

◇ 認定第1号から認定第8号 ◇

●金盛議長 日程第2、認定第1号、令和3年度斜里町一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第9、認定第8号、令和3年度斜里町水道事業会計決算認定について、までの8件を一括議題といたします。

決算認定につきましては、認定第1号、令和3年度斜里町一般会計歳入歳出決算認定についてから、認定第6号、令和3年度斜里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、までの説明を受け、そのあと監査委員から監査報告を受けます。

次に、認定第7号、令和3年度斜里町病院事業会計決算認定についてから、認定第8号、令和3年度斜里町水道事業会計決算認定について、の説明を受け、監査委員から監査報告を受けます。

質疑につきましては、一般会計及び各特別会計の6件をあわせて行い、その後、各企業会計2件の質疑に分けて進めてまいります。

なお、これから説明を受けますが、内容説明については簡潔明瞭をお願いいたします。

はじめに、日程第2、認定第1号、令和3年度斜里町一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第7、認定第6号、令和3年度斜里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、までの6件についての説明を求めます。伊藤会計管理者。

●伊藤会計管理者 （認定第1号から認定第6号 内容説明 記載省略）

●金盛議長 説明が終わりました。次に、監査委員から監査報告を求めます。宮山代表監査委員。

- 宮山代表監査委員（監査報告 記載省略）
- 金盛議長 次に、日程第8、認定第7号、令和3年度斜里町病院事業会計決算認定についてから、日程第9、認定第8号、令和3年度斜里町水道事業会計決算認定について、の2件について説明を受けます。認定第7号の説明については、武山国保病院事務次長。
- 武山国保病院事務次長（認定第7号 内容説明 記載省略）
- 金盛議長 次に、認定第8号の説明を受けます。榎本水道課長。
- 榎本水道課長（認定第8号 内容説明 記載省略）
- 金盛議長 説明の終わったところで、暫時休憩いたします。再開を11時20分いたします。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時20分

- 金盛議長 休憩を解き会議を開きます。監査委員から、認定第7号、第8号の監査報告を求めます。宮山代表監査委員。

- 宮山代表監査委員（監査報告 記載省略）

#### ◇ 認定第1号から認定第6号 質疑 ◇

- 金盛議長 内容説明並びに監査報告が終わりました。はじめに、認定第1号、令和3年度斜里町一般会計歳入歳出決算認定についてから、認定第6号、令和3年度斜里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、までの質疑を受けます。ご質疑ございませんか。

（「なし」という声あり。）

- 金盛議長 以上をもちまして、認定第1号から認定第6号までの質疑を終結いたします。

#### ◇ 認定第7号から認定第8号 質疑 ◇

- 金盛議長 次に、認定第7号、令和3年度斜里町病院事業会計決算認定についてから、認定第8号、令和3年度斜里町水道事業会計決算認定についての質疑を受けます。ご質疑ございませんか。

（「なし」という声あり。）

- 金盛議長 以上をもちまして、認定第7号から認定第8号までの質疑を終結いたします。

#### ◇ 令和4年度決算審査特別委員会の設置 ◇

- 金盛議長 ここで、お諮りいたします。認定第1号から認定第8号までの、各会計の決算認定については、議長及び議会選出監査委員を除く11名の委員で構成する、令和4年

度決算審査特別委員会を設置し、これに付託のうえ、審査及び審査結果に基づく必要な調査をすることにしたいと思いますが、これに、ご異議ございませんか。

（「なし」という声あり。）

●金盛議長 異議なしと認めます。よって、認定第1号から認定第8号まで、各会計の決算認定については、議長及び議会選出監査委員を除く11人の委員で構成する、令和4年度決算審査特別委員会を設置し、これに付託のうえ、審査及び審査結果に基づく必要な調査をすることに決定をいたしました。

ここで、お諮りいたします。令和4年度決算審査特別委員会委員については、木村耕一郎議会選出監査委員を除く、今井議員、小暮議員、久野議員、山内議員、佐々木議員、櫻井議員、宮内議員、久保議員、若木議員、海道議員、須田議員、以上11名の議員を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「なし」という声あり。）

●金盛議長 異議なしと認めます。よって、令和4年度決算審査特別委員会委員は、そのように決定をいたしました。ここで、休憩をいたします。

休憩 午前11時33分

再開 午後 1時00分

●金盛議長 休憩を解き、会議を開きます。ここで、ご報告いたします。休憩中に、令和4年度決算審査特別委員会が開かれ、委員長及び副委員長の選任がされました。令和4年度決算審査特別委員会は、委員長に須田議員、副委員長に久野議員が選出されました。以上で報告を終わります。

#### ◇ 議案第26号から議案第28号 ◇

●金盛議長 日程第10、議案第26号、斜里町地域福祉計画審議会設置条例の一部を改正する条例についてから、日程第12、議案第28号、斜里町健康増進計画審議会設置条例の一部を改正する条例について、3件を一括議題といたします。内容の説明を求めます。松井企画総務課長。

●松井企画総務課長 （議案第26号から議案第28号 内容説明 記載省略）

#### ◇ 議案第26号 質疑 ◇

●金盛議長 内容説明が終わりました。はじめに、議案第26号について質疑を受けます。ご質疑ございませんか。

（「なし」という声あり。）

●金盛議長 これをもちまして、議案第26号についての質疑を終結いたします。

◇ 議案第27号 質疑 ◇

- 金盛議長 次に、議案第27号について質疑を受けます。ご質疑ございませんか。  
（「なし」という声あり。）
- 金盛議長 これをもちまして、議案第27号についての質疑を終結いたします。

◇ 議案第28号 質疑 ◇

- 金盛議長 次に、議案第28号について質疑を受けます。ご質疑ございませんか。  
（「なし」という声あり。）
- 金盛議長 これをもちまして、議案第28号についての質疑を終結いたします。

◇ 議案第26号 討論・採決 ◇

- 金盛議長 これから討論採決を行います。はじめに、議案第26号、斜里町地域福祉計画審議会設置条例の一部を改正する条例について、討論ございませんか。  
（「なし」という声あり。）
- 金盛議長 討論なしと認めます。  
これから、議案第26号について、採決を行います。議案第26号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。  
（「なし」という声あり。）
- 金盛議長 異議なしと認めます。よって議案第26号については、原案のとおり可決されました。

午後1時06分

◇ 議案第27号 討論・採決 ◇

- 金盛議長 次に、議案第27号、斜里町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について、討論ございませんか。  
（「なし」という声あり。）
- 金盛議長 討論なしと認めます。  
これから、議案第27号について、採決を行います。議案第27号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。  
（「なし」という声あり。）
- 金盛議長 異議なしと認めます。よって議案第27号については、原案のとおり可決されました。

午後1時06分

◇ 議案第28号 討論・採決 ◇

●金盛議長 次に、議案第28号、斜里町健康増進計画審議会設置条例の一部を改正する条例について、討論ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 討論なしと認めます。

これから、議案第28号について、採決を行います。議案第28号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 異議なしと認めます。よって議案第28号については、原案のとおり可決されました。

午後1時07分

◇ 議案第29号～議案第36号 ◇

●金盛議長 日程第13、議案第29号、令和4年度斜里町一般会計補正予算(第5回)についてから、日程第20、議案第36号、令和4年度斜里町水道事業会計補正予算(第2回)について、までの8件を一括議題といたします。内容の説明を求めます。はじめに、議案第29号から議案第34号まで、鹿野財政課長。

●鹿野財政課長 (議案第29号から議案第34号 内容説明 記載省略)

●金盛議長 次に、議案第35号について、武山国保病院事務次長。

●武山国保病院事務次長 (議案第35号 内容説明 記載省略)

●金盛議長 ここで、暫時休憩といたします。再開を2時15分といたします。

休憩 午後2時00分

再開 午後2時15分

●金盛議長 休憩を解き、会議を開きます。宮内議員から欠席の届け出がありましたので報告します。

補正予算内容説明を続けます。議案第36号について、榎本水道課長。

●榎本水道課長 (議案第36号 内容説明 記載省略)

◇ 議案第29号質疑 ◇

●金盛議長 内容説明が終わりました。はじめに、議案第29号、令和4年度斜里町一般会計補正予算(第5回)について、質疑を受けます。ご質疑ございませんか。小暮議員。

●小暮議員 一般会計補正予算説明資料の5ページ。保育ICT導入事業について伺います。この事業は保護者の利便性の向上、保育士業務の負担軽減、それからさらには、保育



士不足にも効果が期待できますという説明を伺い、大いに推進していただきたいと思うところなのですが、説明を受けた後に残念ながら静岡県の方で、園の送迎バスの中での事故というのが起きてしまいました。これ大変悲しい、起きてはならない事故だったと思います。

斜里町では通園バスということはありませんけれども、ただ園でも同様のシステムの導入ということで、登園の際の管理に関して、こうしたシステムを使っていたと報道等で伺っています。だからといってこのシステムを導入することに反対ではないのですけれども、やはりこの事故の教訓としましては、最後はやはり人の手、人の心で確認をしなければいけない、ここがやはり大事なことだということからお伺いします。

このシステムを導入した後も十分に園児の安全管理体制しっかりとしていきたいと思いますが、それについていかがでしょうか。

●金盛議長 鹿野財政課長。

●鹿野財政課長 保育ICT導入事業についてのご質問にお答えいたします。

まず登園の安全、それ以外の部分におきましても保育園児の安全管理ということでのご質問をいただきました。今回、このICTを導入することによりまして、登園・降園ということについては玄関にタブレットを設置し、保護者が基本的には子どもを連れてきますので、玄関で保護者がタブレットを打刻するというような仕組みをとりますので、直接登園・降園ということに関してのシステムへの反映というのは保育士ではなく、保護者ということになります。

ただ、先ほど議員がおっしゃられたとおり、人の手、目、心ですか。今現在、保育所に登園しているかどうかということの出欠の確認は、必ず朝の時点で保育士のほうで取っているところでございます。今回の事件、事故を踏まえまして、ICTのみに頼らないで安全管理ということは、引き続き人の手でもやっていくということで徹底してまいりたいと思います。

●金盛議長 ほか、若木議員。

●若木議員 補正予算説明資料の8ページ、デジタルクーポン発行事業についてお聞きします。去年3月、まんぷく食うポンファイナルがあったのですが、今回デジタルで復活したということで、コロナ禍で影響を受けている事業者、飲食業、宿泊業などに応援をするということでの事業だと思うのですが、このほかに今の物価高騰の影響を受けた町民の生活を応援するためということのプレミアムもついていると思います。

利用先なのですが、広くあればあるほど生活応援ということで、町民の方が大きく影響、そういう恩恵を受けられるのかと思うのですが、このデジタルクーポンのほうなのですが、さまざまな事業所が簡単に導入しやすいというのですが、町内のどのくらいの事業者がこれに参加することになっているかを教えてください。

●金盛議長 河井商工観光課長。

●河井商工観光課長 ただ今のご質問ですが、現時点でまだ登録行為を始めておりませんので確定はしておりません。恐らく100数十店舗ぐらいは行くのではないかと、これまでの経験的には考えておりますが、デジタルゆえにもしかしたら、POSレジとの連動性ですとか、そういうところがうまくいかないことが、もしかしたらそれによって若干入らないところがあるかもしれません。それはこの後、募集、登録行為をしてやってみますし、利用者の方にとっても不便のないように、一定程度利用店舗が拡大できるように商工会等とともに連携して拡大にも同時に努めたいと考えております。

●金盛議長 若木議員。

●若木議員 生活応援、前のまんぷ食うポンでしたらホテル業や飲食業というところでしたが、今回生活応援がかかれば、生活必需品を買うお店などが利用できれば町民の皆さんの好評を得ると思うのですが、そのPOSレジというお話でしたらスーパーなどがあるのかと思うのです。そういうところは今の段階ではどのようになっているか、もしわかれば教えてください。

●金盛議長 河井商工観光課長。

●河井商工観光課長 こちらの想定といたしましては、POSレジを導入している店の小売で、スーパーなどでも導入可能なシステムだというふうに認識はしております。ただし、要はシステムに決済方法が事前に組み込まれているものではありませんので、要はその他処理というか、そういうような形で恐らく取り扱われますので、そういったものに柔軟に対応していただくということが必要になってきます。

要は商品券を地域の、まんぷ食うポンのときも同じでしたけれども、そういう商品券をバーコードと読み取るみたいな作業が一定程度生じておりましたが、そういったものとほぼ近い考え方をとる必要が出てきますので、それはやってみてないとまだ現時点で確定的には申し上げられないということでございます。

●金盛議長 若木議員。

●若木議員 ぜひ町内の事業者さんにご理解いただいて導入していただければと思います。ただもし導入いただけない場合、それとスマートフォンを持ってない方のための、②の事業、ポテトカードのプリペイドなのですけれども、こちらのほうも事業者の拡大ということはこれまでずっとやってきたのですけれども、やはり利用できないお店もまだまだあるかと思うのです。こちらのほうの拡大というのは、加入者を拡大するという考えは、今の段階ではこのデジタルクーポンのほうに重点を置くので拡大する考えはなく、現存の中で利用できるシステムを考えていらっしゃるのでしょうか。

●金盛議長 河井商工観光課長。

●河井商工観光課長 ご指摘のとおり、ポテトカードのシステムの更新にあたりまして、この数年間我々も支援してきました。行政ポイントの発行もシステム更改とともに導入した仕組みでございます。現時点でも、行政ポイントを200数十万ポイントぐらい発行し

ておりますし、それに消費拡大の支援策というのも商工会への助成を通して行っております。そのようなポテト協同組合への支援、あるいは町民生活のそういったカード支援ということは、現時点で何ら考え方として変わるものではないと思いますが、今回にしましては広く、ポテト協同組合の会員数が伸びていないという現状もございますので、そのポテト協同組合以外の、広く商工会員、あるいは観光協会員なども含めて対象とする事業で、町内全域での需要拡大を図ろうというような趣旨でございます。まず、この事業と直接的にポテト協同組合の拡大とは連動しないものをご理解いただいたほうがよろしいかと思えます。

●金盛議長 若木議員。

●若木議員 今回の①のデジタルクーポンのほうは、スマートフォンを持たないというところで、私はこれまでも高齢者の方がスマートフォンを、このコロナ禍では物価高騰の中でもガラケーを持っていて、スマートフォンに買い替えないとこの恩恵を受けられる仕組みではないか、とか、高齢者に対して参加しづらい、取り組みづらい事業ではないかという思いがあります。ですので、その中で②のほうはスマートフォンを所有していない方に対してという部分ですので、できればこちらのほうの加入者が増えて、利用者数、スマートフォンを持っていないけれどもこの消費喚起事業に参加でき、町民の方が参加できるように、こちらのほうの加入者も増やすようにしていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

●金盛議長 河井商工観光課長。

●河井商工観光課長 議員ご指摘のとおりスマートフォンを持ってない方への配慮もございまして、ポテトカードでのプリペイド入金に合わせてのポイント付与というのもやりますが、そもそもそのポテトカードに加入することに対しては消費者からみた場合、特に手続きなども非常に簡単な手続きでカードを発行してもらえる仕組みですので、そういう意味で組合員になるという、会員になることに対してのハードルというのはいまほばないものと思っています。ですので、スマートフォンがない方でもポテト協同組合の会員にはなれますので積極的に、そういう意味ではデジタルとプレミアム率は確かに違いますが、デジタルのほうは用途制限が一部かかっていますので、そういった意味ではそれぞれ一長一短でございます。ポテトのほうだと不利であるなどということではなくて、それぞれ役割が若干違いますので、全体としてデジタルを加速する、あるいは町内事業者への支援が背景にあるといったことをご理解いただきたいと考えているところでございます。

●金盛議長 若木議員。

●若木議員 私の説明が悪かったのか、利用できるお店があったほうが、もっとプリペイドカードのほうの店があったほうが町民の方も本当に利用しやすいのかという思いでした。今回の予算ですが臨時交付金を使うようになっていますが、これまでのデジタルクーポンは道の予算なども使って、このプレミアム付き商品券に上乗せ支援というのが道の予算な

どでもありましたが、今回はこの交付金だけを活用しますが、この道のほうの事業を今までのように使わない理由というのはどのようなことなのか教えてください。

●金盛議長 河井商工観光課長。

●河井商工観光課長 一つ前のご質問ですが、利用店舗の拡大のほうは組合と連携しながら引き続き拡大に努めてまいりたいと考えております。

今の二つ目の点ですが、財源として道の補助金の関係ですけれども、今年度我々のほうにそういった照会が来ておりませんので、別途事業継続支援金に関しては道の補助金へとし、道の施策との連携ということがあるのですけれども、今回のこういう商品券に関しましてはそういったものがあると聞いておりませんので、我々の町のほうにきている臨時交付金の活用で進めたいと考えているところでございます。

●金盛議長 若木議員。

●若木議員 令和4年7月に北海道が発表している経済緊急対策の中に、市町村が発行するプレミアム付き商品券に対し上乗せ支援をするということがあったものですから、これが今までもまんぷ食うポンの中で利用してきた事業であったのかと思ひまして質問したのですが、もしこの事業に今からでも乗れるのであれば、大切な交付金を生活支援のほうにまだ回せる部分もあるのかという思いがあるものですから、ぜひ問い合わせなどしていただいて、可能であればこちらのほうにも乗っていただきたいと思うのですがいかがでしょうか。

●金盛議長 河井商工観光課長。

●河井商工観光課長 わかりました。議員のおっしゃっているものを確認させていただいて、もし我々のこの事業でも活用できるとなれば、至急対応させていただきたいと考えております。

●金盛議長 若木議員。

●若木議員 ぜひお願いします。それと高齢者の方が利用しづらいというところで、スマホを持っている方に操作を教えて、指導していただくという支援もしていただきたいと思ひます。まだそこのところは検討になっていないというお話は聞いてきたのですけれども、この事業が11月から始まって3月まで5カ月間もあるのです。ですので、利用できないではなく指導していただけることで、来月もありますし、1カ月、2カ月あればお正月に帰ってきた方と一緒に宿泊できる、そういうことも考えられますので、そういったスマホの操作に慣れていない方がこの事業を使えるような支援というのは、サポートもして一緒に関わって考えていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

●金盛議長 河井商工観光課長。

●河井商工観光課長 議員ご指摘のとおりスマホを持っている方でもこういったQRコード決済ですとか、電子マネーのようなものを使ったことがない方にとっては、もしかしたらややハードルがある可能性がございます。販売にあたってはそういった操作の相談に乗

ることも体制としては、そういうことも視野に入れながら準備を進めてはいるのですけれども、我々ですとか商工会が指導する操作方法を教える機会があるというのはもちろんなのですが、できればそういう操作はご家族ですとか近所の方ですとか、そういった方から聞いていただいたほうが良いとは思っておりまして、決して難しい仕組みを取っているわけではありません。少し慣れればすぐ使えると思っています。その辺はいろいろな形で、ある一つの相談窓口だけではない方法で、こういうことが普及できればと考えております。

●金盛議長 櫻井議員。

●櫻井議員 私もこのデジタルクーポンの発行事業に関して伺います。まずこのシステムがあります。このシステムを導入する部分の、これまでのデジタルクーポンの発行事業の事務費というのはどれぐらい掛かっていたのでしょうか。

●金盛議長 河井商工観光課長。

●河井商工観光課長 ご質問の点ですが、6月の議会で導入の準備費として350万円を計上させていただきました。今回、導入にあたっていろいろな経費が掛かるシステム構築は6月補正の費用の中で賄うことができますけれども、今後実際クーポンが動き出すとさまざまな諸経費が発生しますので、それは今回9月補正の中に入れて事務経費500万円のほうで賄いたいと考えているところでございます。

●金盛議長 櫻井議員。

●櫻井議員 前回このデジタルクーポンを発行したときの事業というのはどれぐらいのお金が掛かっていましたか、という意味で質問させていただいています。もう一度回答をお願いします。

●金盛議長 河井商工観光課長。

●河井商工観光課長 昨年のまんぷ食うポンでございまして、約180万円の事務費を計上しておりました。

●金盛議長 櫻井議員。

●櫻井議員 そのシステム会社、例えばそのシステムの維持費というのは、今回のまんぷ食うポンデジタルを発行した部分だけに係るシステムの維持費なのでしょうか。先ほど若木議員がおっしゃったように5カ月間これを使っている間に掛かる維持費という形になるのかというのを、まず1点伺います。

それともう一つ、例えばうちに来たお客さんがこれで決済をします、そして私がそこで1千円お金をもらおうと、これ1千円ですと、本当はお金をもらうのにその決済で、となりますよね。そうしたときに、私はその決済したときに、例えばPay Payだとか、ほかの支払い方法だとか、手数料を払うのではないですか、3%やそういった部分はここでは発生しないのですか。

●金盛議長 河井商工観光課長。

●河井商工観光課長 事務費というか維持経費も含めてもう少し説明いたしますと、シス

テムを組み立てるための初期費用というのが一定程度かかっています、繰り返しになりますが、それは6月の補正で計上した350万円の内側に入っております。いざこのシステムができました、運用を開始いたします、それにあたってどのぐらいのシステム利用の手数料が発生するののかということなのですが、いくつか考え方がございまして、月額固定費という考え方と、使われたクーポンの総量、金額に応じた、いわゆる従量分というようなものの二つが大きくございます。固定額を月額10万円に設定するか、20万円に設定するか、例えばそういう固定費と、あとはその場合固定費が安くなると、月額の従量制は高くなります。月額固定費が、例えば10万円であれば利用料を7%に設定したい、20万円であれば月額の利用料は3%に設定したいといったようなやり取りが生じます。つまり、このデジタルクーポンでどの程度の利用が予測されるかが、今回の場合事前にはわかっていません。要は発行総額が合わせて1億6千万円ですが、デジタルの部分といたしましては1億1200万円ですので、例えば今想定したのは2.5%なのですが、1億1200万円に対して2.5%の280万円になります。今使われた金額に対して280万円のシステム利用料というの、先方のシステム会社のほうに払わなければいけないというのがまずあります。ですので、これをどのような形で、まず今年度どのように使うかと、来年度以降どのように継続して活用するかしないかというようなあたりの検証を今回行いながら、あるいは結果を見ながら改めて行っていく必要があると考えております。

二つ目ですが、お店側に関しましては議員おっしゃるとおり、例えば1千円使われたら振り込まれる額が950円であるとか、970円というケースがあるのですが、今回はこういう事業者支援のために行う公的なものでございますので、手数料は全部この事務費のほうでカバーするという考え方をとっております。したがって、お店のほうで1千円の商品にデジタルクーポンが使われた場合、お店に1千円が2週間ぐらいのうちに振り込まれるというようなことを予定しております。ただこれが通常の維持、次年度以降どのように維持するかというあたりでは、ポテト協同組合さんもそうなのですが、1千円であれば970円振り込みますといったような手数料の考え方を整理する必要がございまして、そういったものは次年度以降に関しまして整理も必要になってくると考えております。

●金盛議長 櫻井議員。

●櫻井議員 事業者のお店側の部分であれば、その経費が今回は掛からないと、しかしながら今回掛かる、例えば1千円のもの950円の部分、マイナス50円、それは今度町が持つということですね。今回の予算の中で町が持つ分、例えば全部きちんと使い切ったとして、町が手数料、利用料ではなく手数料、手数料という部分で町が支払うお金というのはいくらになるのですか。

それと先ほど言った固定費が月額かという部分では、流動的かもしれないのですが、おおよそ町はこの予算の中でどれぐらいの金額を見ているのですか。

●金盛議長 河井商工観光課長。

●河井商工観光課長 おおよそのシステム料、利用料として払うものが約500万円です。要は1億1200万円のデジタルクーポンを発行する、そして、しかもそれが5カ月間でその額を使うということを計算いたしますと、消費税で50万円ぐらいあるのですけれども450万円、プラス消費税で大体約500万円、要は今回事務費としてみている500万円が、ほぼ全額がそういったシステム会社のほうに払う契約となっております。

●金盛議長 櫻井議員。

●櫻井議員 使いやすい、それからこれからも需要が伸びる。今後この導入によってプレミアム付商品券発行のほか、いろいろなことに利用できますという部分で、その今回は施設整備という形のイメージを今受けたのですけれども、そういう見方をしたとして、私は委員会のほうでも言ったのですけれども、先ほど若木議員もおっしゃっていたように、やはり今回のデジタルクーポンではなく、まんぷ食うポンの発行という形で考えましたら、今物価高騰の影響によって生活困窮があると。それとコロナ感染の拡大も相まってという部分に対しての需要喚起を図るという部分が、まずこれが一番の目的だと思うのです。そうですね。デジタルクーポンを入れるのに、ではそれを一緒に並行してやっていこうという部分の一つの考え方は良いと思うのですけれども、もしもそうであれば、例えばこれも委員会で聞きましたけれども、ポテトのプリペイドカードの入金、プレミアム分がやはり2千円という部分の差をつける、ここの根拠をもう1回教えてください。何回聞いてもなかなかすっきりと思える回答がもらえなかったので、1万4千円だったらデジタルクーポンが使えるけれども、ポテトのプリペイド入金になると1万2千円になるという、まず今、有効期限というのはわかったのですけれども、それ以外で何かありますか。

●金盛議長 河井商工観光課長。

●河井商工観光課長 議員ご指摘のとおりです。例えば昨年度と同じように、まんぷ食うポン+2.0という、昨年はファイナルではなくやっておりますが、その直接的な事務費だけを考えれば、紙のほうの方がトータル的に安いというのは明らかでございます。ということは今回我々がそのデジタルを導入することにいたしましたのは、せつかくこのようなコロナによる需要喚起を町民向けに基本はやるのですが、その後には当然、町外の需要を一定程度取り込んでいこうというような検討をしているからでございます、町内需要の喚起によって町内事業者を支援するという、それだけであれば紙のほうが良いのは明らかです。ですがこの後、実はいくつか想定しているものがございまして、一つは、ふるさと納税の一つとしての旅先納税というものがございまして、もう一つは、昨日、町政報告でございましたが、一般質問でもございましたけれども、観光協会や旅館組合からは、そういうアクティビティクーポンの発行を別途要請されておまして、そういったものに即時対応するためにはこういうデジタルが望ましいという考え方もございます。

その町外の需要を取り込んでいくためには現金、紙だけではなくて、デジタルにも一定

程度対応していく必要があるという、商工会、観光協会の一致した見解がございまして、要はインフラ的な、プラットフォーム的な導入も、この町内需要喚起とあわせて同時にやろうというところに狙いがございます。そういう意味で今回、町内の需要喚起を介してデジタルのプラットフォームを導入することにお金を掛けているとご理解いただけるのではないかなと思っております

●金盛議長 櫻井議員。

●櫻井議員 言っていることは分かるのですがけれども、その今回のデジタルクーポンの発行は町内限定ですよ。町内限定でやる、それは町民の生活を応援するためですよ。そして需要喚起になっています。その目的というのはやはりメインに置くべきだというふうに考えます。今、課長がおっしゃったように、今後という部分に関しても、それは必要なことだと思います。本音を言えば必要なこと、デジタルクーポンの今後という部分のことを今回の、端的に言えば消費需要喚起の町内支援です。町内生活支援という部分にかけてやるのはどうかと説明を受けたときはずっと思っていました。今回の状態をみると、ポテトカードに2千円分のという部分、なぜ2千円になっているのかという説明が私はわからなかったことが一つ。それともう一つ、本当に町民の方々にとっては生活支援、そして本当に何でも高くなってきていますから、お金が、二人住まいの家ですら変わってきているなど実感している中では、できるだけこの町が、国のお金をいろいろ活用して町民の消費喚起を図るといふ部分に使うのであれば、本当にもう少し丁寧に使ってほしい。丁寧というのが何かというと、やはりスマホを持っていてもなかなかそこまで使うことができない人、私の母などはLINEと通話、写真を見ることしかまだ使えませんし、スマホを持っていない方もたくさんいらっしゃいます。そうであれば、このデジタルクーポンを発行してもそれを使える、例えば観光客や若い人たち、それと今新しくできているお店などに気軽に行ける、あるいはホテルにも泊まりに行ける、そういう方々はやはりこれを使って、町の中で浸透はある程度できると思います。しかしそうではなく、本当に地域内で使いたいという方にとっては、ポテトのプリペイド入金もあっていいし、さらには前に出していたように紙ベースが少しあってもいいのではないかなと思っております。やはり使えない部分があるわけです。それを次にやるときには、というふうに少し段階を追ってやっていったほうがいいのではないかなと思っております。

アクティビティクーポンを使われる方というのは、前回夏もやって、冬もやって、私も見ていましたし、実際使わせていただきましたけれども、やはり道外の方、町外の方が多かったです。また、町内の方でいる方々も若い人たちが非常に多かったという印象がありますので、そここのところはデジタルクーポン一本で大丈夫だと私も思いますけれども、今回のその事業目的の中では、ここに書いてあるとおりなのです。そうであればデジタルクーポン、全然否定しませんし私も実際にわからず使っていましたけれども、もう少しソフトランディングで、地元でこれを浸透していくという部分、特に今回は地元の人しか買え



ないプレミアム商品券ですから、商品券だとか商品もです。ここに住んでいる地域の方々のことに目を向けた内容にならないのかなというのは少し思いますけれども、いかがでしょうか。

●金盛議長 茂木産業部長。

●茂木産業部長 今回この取り組みを行うにあたりまして、もちろん紙でというところも意識がなかったわけではないです。当然6月の補正の段階で一定の、こちらとすると予告といたしますか、次にはこういうことをやりたいという前提で、6月にはそのデジタルクーポンに向けた準備をさせてほしいということをお願いをして予算づけをしていただき、全体の中の事情に合わせる形で需要喚起としての取り組みを進めるにあたって、定例会議の中で、今回9月で出ささせていただいたということであります。

そういう中では、もう基本的に我々とすれば速やかに取り組みたいという内容でありますので、デジタルクーポンを推進していきたいというような考え方ももちろん持っています。ただその中で、対策としてこれまでの紙というものについてどう考えるかというところでも、議論は内部としてももちろんあります。ただそれをやるのであれば、そもそも紙で買ったというような結論に至りますし、それほどこの先デジタル化というところに向けて進む余地がはたしてあるだろうかということを考えると、やはり今回、新たな仕組みを導入しながら、紙ではなくてポテトのプリペイドという形も利用させていただいて、対策をとっていきたいという考え方に立ちます。

課長がご説明したとおり、それぞれにメリットやデメリットがありまして、デジタルクーポンのほうは一部利用制限がかかるなど、もちろん利用期限もあるのです。そういったこともあります。逆にポテトカードのほう、プリペイドのほうは、そういう期限が設定できずに、ただ利用できる店舗の数としてはどうかというようなところも正直あります。そういう中で、いろいろ良し悪しがある中での判断ですが、一応そういう形で紙を発行するという形はとらずに、今回推奨していきたいという考え方に立ったというところで、二つの仕組みを設けたというところでもあります。もちろんデジタルクーポンについては1万4千円というところの、プレミアム率40%で1万4千円ということになりますけれども、それぞれその制限につきましては、利用制限あるものについて7千円、制限のないものが7千円という形で設定をしておりますので、そういう良し悪しがあるという中での整理でありますので、何分ご理解をいただきたいと思います。

●金盛議長 ほか、海道議員。

●海道議員 予算書の15ページ、観光船の事故対応事業費の中で、搜索費用支援負担金、これについてお伺いしたいと思います。

今日も朝刊でボランティア、搜索活動ということが報道されております。町長も大半の搜索費用、寄附金を積立ててその基金を補助するという考えを示されています。前段、委員会でも私はお聞きしましたがけれども、ボランティアの皆さんに対するこの搜索費用を補

助するとした経過と、また積算根拠、改めて示していただきたいと思います。

●金盛議長 松井企画総務課長。

●松井企画総務課長 お答えいたします。今回の費用の根拠というところでありますけれども、まず搜索は海上保安庁を中心とした行政で行うというところがまず前提でございます。当然ボランティアに関しては、こちらからお願いしているということではない状況でございます。2次災害の被害の危険性も当然ありますから、お願いはしていないのですけれども、今回搜索を実際行っていただきまして、その船の費用、そして経費が出ている部分があるという状況がございます。船の費用につきまして、負担金として補填をしようという考えでございます。その内訳についてもボランティア団体のほうから確認した上で、実際の費用を行うというところになってございます。ご家族からもこの件に関して支援をしてほしいという声もあったという状況もあって、今回の支出する考えに至ったというところでございます。

●金盛議長 海道議員。

●海道議員 今ご家族からという、お気持ちですよね。一生懸命搜索していただいたということだと思うのです。ウトロの漁業者さん、私は漁業者さんも含めて、皆さん本当に大変な中交代で、ある漁業者さんに聞けばこれはお互いさまであると。大変なときは協力するのだということもお聞きをいたしました。

委員会の中では、漁業者さんの補助をどうするかというお話を聞きましたら、保険が出るか出ないかと、そういう中で判断したいというお話もいただきました。私個人的にも思いますけれども、保険が出るからいいのか、保険がないから補助するのか。そもそもそういう話では私はないと思っているのです。やはり寄附をされた方たちの気持ち、一生懸命搜索をしていただいた、これは分けることなく、やはり漁業者の皆さんにもこの寄附の中からしっかりと補助すべきではないかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

●金盛議長 増田総務部長。

●増田総務部長 まず、今回の民間ボランティアの支援に関しましては、あくまでも備船代ということで、発生した船代ということで、今後予算的には100万円を計上させていただいておりますが、実際現時点で過去の搜索の費用でするので約38万1千円を負担、支援しようとしております。

逆に言いますと、今、海道議員がおっしゃったとおり、いわゆる救難所所属の形で搜索に参加していただいた方についても、もちろん支援はしたいと考えております。けれども一方で、逆に言いますと一定の任意保険のほうでその費用の、額的にはまだ確定してないところがありますけれども、その負担があるということがわかっております。一方でこちらの民間のほうは全くその対象にはなっていないということで、こちらのほうの支援は、今回、補正予算として上げさせていただいているところです。救難所所属のほうに関しましてはその保険の中でお支払いされるであろう額と、それがもう十分な額なのかどうかと

というのが現実はわかりませんので、その辺りの部分も考えて、もしこれでは全然足りないのだということになれば当然、この基金からの支援ということを考えていきたいと思いたすけれども、その部分が現在わかりませんので、いずれにしてもあくまでも必要な、できるだけ、先ほどご家族からということもありましたけれども、寄附者の方々もできるだけ検索の部分は支援したいということでご寄附をいただいたという経緯もありますので、そこはしっかりと状況を見ながら考えていきたいと思いたす。

●金盛議長 海道議員。

●海道議員 町としては、ボランティアはお断りしていると。これは二次災害も含めていろいろあるのでしょうか。あちらから要請があってもお断りしていると聞きましたけれども、その点どうなのでしょう、確認させていただきたい。

●金盛議長 増田総務部長。

●増田総務部長 今回の検索に関しては基本的に海上保安庁が統括して行っております。その中でいわゆるボランティアの募集はしておりません。町として、単独でということではなくて、検索活動の中心は海上保安庁が統括しておりますので、そちらのほうでボランティア募集はしていない、お断りしているということです。

●金盛議長 海道議員。

●海道議員 わかりました。今回、こういう海難事故の検索、ボランティアの皆さんの意思のもとでやられたのだと思いたす。大変ありがたいことだと思いたす。今後こういうボランティアが自主的に、もし何かのときに検索、検索といいたすか、できる範囲のことをボランティアがすれば、これに町はお金を出すのでしょうか。どうなのでしょう。

●金盛議長 増田総務部長。

●増田総務部長 繰り返しになりますけれども、原則、海上保安庁のほうではボランティアの募集はしておりません。結果的に今回、一部頭蓋骨の発見という具体的なこともありましたので、過去の分に関しては支援を決定したところですが、基本的に今後は予定されていない、今この当該のボランティアグループに関しては予定されていないということも聞いていますので、今後そういったケースへの追加の支援をするかということは今の時点では考えておりません。

●金盛議長 海道議員。

●海道議員 すいたすません。私はそういうことを聞いているのではなくて、追加の支援などではなくて、今後こういう自主的なボランティアさんが活動する、ボランティアとして検索活動される、自主的にそういう方たちが出てきたときに町として補助するのですかということをお伺いたす。

●金盛議長 増田総務部長。

●増田総務部長 繰り返しになりますけれども、今回、民間ボランティアの募集は原則しておりませんので、もう支援は特に考えておりません。

●金盛議長 久保議員。

●久保議員 今回の関連で少し伺いますけれども、常任委員会でもお聞きしました。事故起きた後、私どもの遊漁船の協議会、すぐ捜索に出たいということをお聞きしたことを会員数名から問合せがあった。ですから、改めて担当に聞きましたら、今の答弁、やはり2次災害、また何かあった場合補償する根拠がないということで、それをお伝えしたわけなのです。今回、常任会の際に積算した根拠も出ました。そうしますと100万円のうち40万円が船賃だと、60万円は知床財団の熊対策に使うというお話だったと思うのですが、それは間違いはないですか。

●金盛議長 増田総務部長。

●増田総務部長 その点で残りの60万円、全額が財団への費用というわけではございません。これは警察が行っています集中捜索の際にヒグマ対策として毎回2名程度だったと思いますけれども警察と同行しております。また、8月21日に町と警察と捜索を行った、ルシャ地区に行っています、この際も2名財団が出ております。今後も21、22、23日と警察が捜索集中期間、3日間行きますけれども、こちらにも町職員と財団職員2名、やはり必ずしも銃が必要かは別として、ヒグマ対策が必要な場所に入るといってもありますので、その部分の支援は今後も出てくる可能性があります。額については財団と調整しますけれども、少なくともこの100万、残りの60万円近くが全て財団にということではございません。

●金盛議長 久保議員。

●久保議員 このグループの代表の方がSNSに投稿しているのですよ。これは8月23日です。正副議長説明が29日、会派が31日から2日、常任委員会が6日から7日です。これはどう書かれているかといいますと、斜里町が基金から捻出して船賃を立て替えてくださることになりました。自分はよくても遠くは小樽、札幌から駆けつけてくださり、大変な労力と出費を考え、甘えることにしました。誰が約束したのですか。

●金盛議長 増田総務部長。

●増田総務部長 当然相手方、代表の方にはご家族からの意向もあって、そういう支援を考えているということをお伝えしております。ただそれはあくまでも9月議会で、こちらから提案するというので、すぐにももちろんお支払いすることはできませんし、議会の議決を経た後にということ、そのSNSの内容については申し訳ありませんが関知しておりませんが、我々としてはお支払いをする、それはもちろん議会の議決後であると、補正予算の成立後であるということはお伝えしております。

●金盛議長 久保議員。

●久保議員 こちらはそういう考えだとしても、これは誰がこういう交渉をしたのですか、部長がしたのですか。

●金盛議長 増田総務部長。

- 増田総務部長 先方の、代表との連絡は私のほうでいたしました。
- 金盛議長 久保議員。
- 久保議員 先ほど課長は、ボランティアの方はこちらからお願いしていないと、そうですよね。にもかかわらず財団の熊対策の人が同行するというのは、いつ決まったのですか。ボランティアですから申し込んでこなかったのでは。そこを確認します。
- 金盛議長 増田総務部長。
- 増田総務部長 その民間ボランティアの捜索に関しては一切財団も含めて関知しておりません。財団が参加したのは、北海道警察の捜索に関して、その熊対応でどうこうということで、ボランティアグループとのほうには財団は入っておりませんし、その費用を逆に支援するとかいうことではございません。財団への支援は北海道警察の捜索中、捜索に同行した部分のみということですよ。
- 金盛議長 久保議員。
- 久保議員 常任委員会で説明されたときにボランティアだけでは危険であるので、財団の熊対策の1名を同行させた、その金額が60万円にながしという説明したのです。違いましたか。
- 金盛議長 増田総務部長。
- 増田総務部長 申し訳ありません。そういうご説明は私としてはしてはおりません。財団の部分は、また別のものとしてご説明したつもりだったのです。繰り返しますけれども、正確に言いますと民間ボランティアの支援は船代です。残りの分で財団と言ったのは、それは全くその民間ボランティアの捜索とは別で、北海道警察が行っている集中捜索に実は財団の職員が2名これまでずっと一緒に行っています。その部分ということで民間ボランティアの捜索とは全く別でございます。
- 金盛議長 久保議員。
- 久保議員 行き違いがあったから、相互理解ができなかったかもしれませんが、私はそうとったのです。この方またSNSに書いているのです。私が9月議会で、この100万円を支援する議案が提出される予定ですよと入れたら、まさかでしょうと。そんなお金を出すくらいならば遺族の希望をとって、希望者のみでもいいので現場海域に行かせてください、というふうに書いてあります。旅費も全て負担して行きたいと言っている人がいますよと。どういう真意で書いたか全て分かるわけではないのですけれども、どうも先の前段に言いました、甘えるのですよと。船賃の支援に対して甘えるのですよ、ということから見ていくと、どういう説明をしたのかわかりにくいものですから。だから経緯を聞いているのです。
- 金盛議長 北副町長。
- 北副町長 なかなか難しい判断というのはあるかと思います。一定基準を設けて、全て解決する方向にあれば、これはわかりやすいかなと。ただ通常の方法ではない、ボランテ

ニアという部分が先に、先にと言ったらあれですが、一定成果を上げられたという事実がありました。しかも斜里町の区域の部分で一定検索はされていたものの、さらに捜索の手が伸びた部分で成果が上がったと。それに対して報道の方もはじめ、家族の方も感謝の気持ちを述べられていた。そういう中で行政としても、先ほど海道議員からも、分け隔てなくという部分のございましたけれども、やはり感謝の部分というのは率直にあらわすべきであろうということで、少なくとも傭船した部分については見てやったらどうだと。当然それについて向こうから負担して、町から出してくれと行ってそれに応じたわけではありません。ただ、この経過の中で私、総務部長からも相談を受けました。そのときにこれは、そう間を置かないで私は相手方に、こちらの気持ちを率直に伝えたほうが良いという判断をしました。したがって、なかなか事後における対応という部分ですから、全て整理をして対応してきたという部分ではない中でございますので、予算額についてもある一定、目星をつけて余裕を持って計上したという、期間的なラグもございます。そういう中でございますので、どうぞご理解をいただきたいと思っています。

●金盛議長 久保議員。

●久保議員 その先、この負担をするなど言っているわけではなくて、やはりこれが無事故であったからよかったと思うのです。これが起きていたら、こういう会話にならないのです。ですからこそ、当初ボランティアは対策本部も一切、海難協でしたか、そこに所属している団体のみでやると言った意味はよく分かるのです。前回も、警察等も捜索したけれどもあまり出なかったと、今回もやると。何か職員を応募してどうのという話もあると聞きましたから、実際にどうするのか知りませんが。私もあそこずっと行きますけれども恐らくゴムボートでも入れないぐらい、干潮と満潮で隙間がありますよね。陸路も駄目、海路も駄目です。そういうところに行くわけですから、警察ではなくて、あれは駄目なのだということはないと思いますけれども、この案件だけではなく、こういう捜索のボランティアということに対しての、やはり位置づけをしっかりと整理しておくということが大事かと思うのですけれども、いかがですか。

●金盛議長 増田総務部長。

●増田総務部長 繰り返しになる部分がございますけれども、捜索に関しては基本的には海上保安庁が行っており、それに加えて陸上の捜索では主に北海道警察、そこにご家族から、この時期になって陸上の捜索というのも可能であればできるだけやっていただきたいという要望が挙げられていますので、その部分については我々、どこかでできる部分については町職員も参加して、熊対策の部分では民間ですけれども、知床財団に事故対策として入っていただく、それが原則で、民間ボランティアの方に海保からお願いすることもなければ、町からお願いすることもございません。基本的にはございませんので、そこはやはり事故が起きては元も子もありませんので、十分注意して、基本的には海上保安庁、行政のほうに任せたいということ。もし問い合わせがあった場合はそのように

お答えし、もし町のほうにあればそのようにお答えするつもりでおります。

●金盛議長 ほか、若木議員。

●若木議員 予算説明資料の4ページ、新型コロナウイルス感染症対策事業のスクールバス密集軽減運行业務委託事業に関連して、スクールバスの運行について質問したいのですが、よろしいでしょうか。今回、9月の広報で、斜里町外の高校に通っている生徒さんに、下校の便については利用できますよということが広報のほうに載っていました。こちらのほうは郊外の方ですのでお迎えに来るとということが軽減されるのではと思ったのですが、こちらのほうが利用可能になった経過などについて教えてください。

●金盛議長 答弁保留のまま暫時休憩といたします。再開を3時35分といたします。

休憩 午後3時17分

再開 午後3時35分

●金盛議長 休憩を解き会議を開きます。保留中の答弁から、菊池生涯学習課長。

●菊池生涯学習課長 若木議員のご質問にお答えさせていただきます。

今回この広報9月号に、町外の高校に通う皆さんへということで、スクールバスの下校便の利用が便利ですということで、周知をさせていただきました。経過につきましては、対象のスクールバスの利用区域の住民の方から、実は4月に要望がありました。農繁期に向けてお子さんを迎えに行くということが難しいということで、スクールバス、斜里バスに委託しておりますので、ターミナルから下校の2便は18時に出発するのですけれども、出発がターミナルを5分前ですので、15時55分にターミナルを出て、各学校斜里中学校に18時ということで時間があるのですけれども、そのバスを利用させていただきたいという要望がありまして、その間検討してきたのですけれども、これまで斜里高校生はスクールバスに乗車していただいていたのですけれども、他の高校の高校生というところまでは拡大して利用、利用から外れてこれまではしてこなかったのですけれども、今回そういう要望もありましたし、2月くらいにもほかの保護者2世帯だったのですけれども、そこからの要望もありましたので、教育委員会としましては要望があつて、乗車可能であればスクールバスの、今の運行をしている路線、そこと停留所、それで可能であれば乗っていただいて利用していただきたいということで、今回広報紙に載せて、広く周知させていただいたという経過です。

●金盛議長 若木議員。

●若木議員 では町外の高校に通っている子が利用するようになったことで、スクールバスの運行時間の変更になるなどそういうことはなく、スタート時、JRが着いた時間で、まず現行の運行に乗せられるということで進めているということよろしいですか。

●金盛議長 菊池生涯学習課長。

●菊池生涯学習課長 あくまでもスクールバスの運行が変わるなど、そういうことはもちろんできないので、JR知床斜里駅に網走方面からですけれども、到着した時刻で、15時55分の間少し待つ時間があるかと思うのですけれども、それはそのとおりで、スクールバスの運行時間を変えないで利用していただけるのであれば、利用希望があるのであれば利用していただくということです。

●金盛議長 若木議員。

●若木議員 まだ15日間ぐらいなのですからけれども、どのくらいの希望者が今のところ来ていますか。

●金盛議長 菊池生涯学習課長。

●菊池生涯学習課長 利用の希望があった場合については、利用の運行証を発行しております。現在まで3名の利用、これは毎日利用しているかどうかということは確認できていないのですけれども、教育委員会のほうで交付しているのが3名ということです。

●金盛議長 若木議員。

●若木議員 今回、地域の方の要望が実現して、農業者の農繁期の送迎が緩和され仕事が進むということで、私は大変よかったと思うのですが、それに関連して、町内の高校生、町外の高校生が冬場などの帰りにもし、前から駄目だと言われているのですけれども、しやりぐるが1便一周運行できればそれに乗って家まで帰るということもあるのではないかと思います。そのような要望が届くなど、そういうことの経過はないのでしょうか。

●金盛議長 武山住民生活課長。

●武山住民生活課長 しやりぐるの学生の利用については、要望としては住民生活課のほうには来ておりません。基本的にはスクールの空き時間に運行ということで、斜里バスさんとの協議で整っている形ですので、時間を出してというような形には基本的にはならないというふうに考えております。

●金盛議長 ほか、櫻井議員。

●櫻井議員 予算説明資料の7ページになります。事業継続緊急支援事業に関連して伺います。

私は昨日の一般質問でも、今回の知床遊覧船事故に関する地域、域内の非常に大きな落ち込みがあるということ、そして観光客の少なさということでは町長とも一致しておりました。その緊急対策をしてくれないか、したほうがいいのではないかという部分に関しては、昨日のいただいた答弁、事業継続緊急支援事業で臨時的に給付を行うほか、先ほど言っていたデジタルクーポン発行事業で町内の需要喚起を行うというお話でした。

この事業継続緊急支援事業なのですからけれども、今回の、ずっと3年間続いているコロナ禍の中でもこういった支援事業というのは、ずっと町が継続していただいて、本当に事業者の方から助かっているという声が寄せられております。今回この事業のことになるのですけれども、この事業の、北海道の道内事業者等、事業継続緊急支援金を受給した人とい



う要件なのですがけれども、この道内の事業者等、事業継続緊急支援金を受給した人で町内の商工事業者という対象、これにした理由を教えてください。

●金盛議長 河井商工観光課長。

●河井商工観光課長 この道の支援金のほうの要件は、簡単に言えば過去の同月と比べて20%以上減少しているということと、その他原材料等のコストが高くなっているということの二つの要件を満たした方に、法人であれば10万円、個人であれば5万円を支給するという仕組みでございます。我々が支援するものとしたしましても、このコロナの交付金を財源として、ほぼ道と同じような、同様の趣旨での支援金でございますので、まず北海道のほうも合わせてもらっていただくことで総額が増えますし、同時に手続を簡素化するということができますので、この道の支援金をもらってもらい。もらった上でさらにそこに上乗せをし、町のほうで上乗せをするという考え方をとることにしたものでございます。

●金盛議長 櫻井議員。

●櫻井議員 簡素化とおっしゃいましたけれども、それもありがたかったのですが、実際にここに書いてある200社程度を想定して飲食業、宿泊業、ガイド業、次々書いてあります。この道の事業継続緊急支援金のいろいろな、今やっている部分で課題が出てきているというか、これの対象にならないところがどのようなところがあるのかなど。果たして町が考えているこの事業者が網羅されているのかということ調べてみましたら、残念ながら、昨日コロナで、そして今回の観光船事故でという緊急支援という形でこれを言っていましたので、やっている皆さんに伺いました。そうしましたら、この事業の対象にならない業者もたくさんあるのです。それを町はきちんと調べたのかどうか分からないのですが、例えばガイド事業者はほとんど無理です。無理なのです。普通に事務所で使っている光熱費などは対象になりません。北海道の場合、それから資材コスト、原材料、ガイドの場合、何がというのをガイドさんは必死に探したそうです。そうしましたら、ないのです。ガソリン代も無理です。これはこの道のほうの要綱の中にしっかり書いています。唯一これが対象になるかもしれないなと思って、これから出そうかと思っているというのが大きなガイド事業者で、印刷費です。ところが事業者は皆、物価高騰になると言われていたので、小さい飲食店でも、例えば昨年まで1キロ100円で買っていたものが、何か高くなりそうだなということで、あそこのメーカーはある程度ブランドメーカーだからこれは高くなるかもしれないということで、次に買うときには1キロ、そこのメーカーが200円になっても100円のところを探して買うわけです。そういうふうにしてやっているところや、お土産屋さんとかは残念ながらお客さんが動いていませんので在庫がたくさんあって、まだその原材料を仕入れる余裕すらもないというところもたくさんあります。そうやって聞いていたら、なかなか今考えているような部分では対応できない事業者がたくさん出てくるわけです。

先ほど言っていた道の申請も受けてもらって、それは私も思います。こういうものがあ

るよということで、いつもそういうものを探しているところもありますし、しかし今回、例えば今私が見ても、これをとるだけではなかったわけですから、なかなかこの対象というのが難しいのではないかと。できればこの対象者を、北海道の道内事業者緊急支援金を受給した町内の商工事業者、というのを外していただけないかというふうに思います。

今聞いた理由は、手続きの簡素化という部分だけであって、本来町が緊急事業継続緊急支援事業としている部分に何か予算的な部分で関わってきたり、制度的なもので関わってきたりするののかと思って伺いましたら、そうではないという部分ありました。できれば町内で、町の単独でできる事業費の、新型コロナウイルス感染症対策の、もしも本当に昨日町長が答弁くださったように観光船事故で非常に大変な状態になっている事業者さんが多い地域、ウトロもそうですけれども、そういう部分にあてはめるのであれば、この対象は外していただけないか、外すべきではないかと思うのですけれども、いかがでしょう。

●金盛議長 河井商工観光課長。

●河井商工観光課長 実際今、この北海道のほうの支援金の手続きが現在動き始めていまして、もしかしたらまず議員がおっしゃるような例があるのかもしれないので、こちらでも確認をさせていただきたいと思っております。

町のほうの支援金の趣旨としては別にそういう方をはじめということに意図があるわけでは決していないので、ただこれは全道で困っている方を支援するという支援金なので、そうであるにもかかわらずそういう方々をはじめられているということであれば、北海道の支援金のほうに改善要望するようなことももしかしたらあるかもしれませんし、我々としてははじめたけれども、確かに斜里町として支援するべきだという判断もあり得るかもしれませんので、まず実態を振興局とも連携をとり、あるいは商工会とも連携をとり確認をした上で改めて内部的に協議させていただきたいと考えています。

●金盛議長 櫻井議員。

●櫻井議員 そうであっても、なぜ北海道のという部分があるのですか。私は全然意味がわからなく、この部分が会派のほうで説明されたときからずっとこういうのがあるからみんな入っているか、ということ聞いて回っています。そうしましたら、いやうちの場合は難しい、というところがいくつか、まず飲食業でありました。それからガイドさんに関しては、本当にずっと調べてもらって何とかできないかという話をしましたけれども、あてはまるものがないというお話をもらいました。それはだからといって、いちガイドが北海道に、これはどうなのかというような動きが出ているかどうかという部分に関しては、私もわかりませんし、大体この部分は新型コロナウイルス感染症ではなくて、道内の事業者の緊急支援金に関しては、コロナもありますけれども原材料の高騰、コスト高という部分に対しての緊急支援金というイメージが非常に、中の要綱や申請内容をきちんと見れば大きくなっています。

少し違うのではないかと考えていますので、ぜひ、昨日、町長が言っていた部分でいき

ますと事業の背景と目的には観光船事故で減ってしまったという部分の意図が少しでもこの事業の目的の中に入っていればいいかと思えます。その辺改めて、これが本当にどの部分を一緒に、この事業とタイアップさせることが必要かどうか、という部分に関してもう一度見解をお聞かせください。

●金盛議長 河井商工観光課長。

●河井商工観光課長 今回、北海道の支援金に市町村で上乗せ補助をするところが多数ございます。私ども、別にそのほかの自治体がやっているから乗ったわけではないのですけれども、結果的には道の支援金に上乗せをする自治体が半数程度あると聞いてはいるのですが、もし議員おっしゃるように、例えば、飲食店売り上げが大幅に落ちている飲食店でコスト高に苦しんでいるのにこの対象にならないというケースがもしあるのだとすれば、それは全道的にも同じような傾向が多分見られると思えますので、事業者の方に北海道とかけ合ってくださいということではなくて、我々のほうでこういう意見があるということ踏まえて、道とかけ合いますので、まずは今そのような実態があるということをお聞きしましたので、それを踏まえて対応させていただきたいと思っております。

●金盛議長 櫻井議員。

●櫻井議員 ぜひそういった部分で、この事業を始められる前にうちの町の状態というのを見ていただければと思います。

特に私がこれはいいなと思っていたのですけれども、今の知床観光の緊急支援的な部分を見ましたら、ガイドのところでも売り上げが入っていますし、そういった点では一般のガイドさんが無理というのは何件も返ってきましたし、私も実際見てみたら、資材コストという部分の区分のその業種の訳が一覧表になって出ていますけれども、ガイドさんだとかという対象はあまりないのです。サービス業ですので、ぜひその状態調べて、ガソリンも対象にはならないということですので、よろしく願いいたします。

もう一つ、このガイド業、15社程度の想定ですけれども、ここにはウトロのガイドさんはほとんど入っている数字として捉えてよろしいでしょうか。

●金盛議長 河井商工観光課長。

●河井商工観光課長 厳密に今回この支援金を行うにあたりまして、実際の経営状況を調べてやっているわけではございません。第7波が7月の3連休以降を急速に悪化した状況を踏まえまして、急遽支援に方向、舵を切ったということでございます。実際にガイド会社、町内にある会社の全ての方が申請するかどうかというのは承知しておりませんが、おむね斜里に拠点があるが、予算のうちの7、8割の方たちが申請しても大丈夫なようにという、全体の試算をそれにあたって算定しているものでございますので、実際飲食店でも町民の方を主たる顧客としている方は意外と影響がないかもしれませんし、その辺はある程度そういう交流人口の影響が今回はとても強い現状がありますので、どのような実態があるかというのはまだわかりませんので、比較的広めに、最大200社ぐらいあるかも

しれないとみて試算しているものだというので、ご理解いただければと思います。

●金盛議長 櫻井議員。

●櫻井議員 もう1点、先ほどのデジタルクーポンの発行事業と違うのですけれども、町長の答弁にもいただいていたアクティビティクーポンを予定しているというお話がありました。そのアクティビティクーポン、これこそ私はデジタルクーポンを十分に使える事業だと思っていますけれども、このアクティビティクーポンに関して町が助成していただくという部分では、先ほど言っていた、例えば、利用料という部分も今回行うデジタルクーポンと同じように、町のほうがその利用者の負担を軽減するという部分で補填などはしていただけるように考えているのでしょうか。

●金盛議長 河井商工観光課長。

●河井商工観光課長 昨日の一般質問の答弁におきまして、アクティビティクーポンの要望が旅館組合など観光協会から入っているのは確かではあるのですが、まだやるということは事業の詳細を内部的に、財源も含めて協議が整っているわけではございません。これから議会が終了後、次の議会に向けての調整事項ですので確定的なことは一切申し上げられません。手数料に関して申し上げますと、今年度こういうまんぷくクーポンデジタルのような形で、ほぼそれは仕組みが同じですので、アクティビティクーポンだけ事業者から手数料を取るという発想にはなり得ないと理解しております。まだ規模感、クーポンの発行総額など、事業スキームですから確定的なことはまだありませんので、おそらく手数料が事業者にかからない形での想定になろうかなと思っています。

●金盛議長 櫻井議員。

●櫻井議員 このアクティビティクーポンは当初発行したときから、こういうものがデジタルクーポン化されればいいという声は地元でもありましたし、利用者からも出ていたということですので、ぜひこれは積極的に推進していただきたいと思いますが、再度ある程度今回の観光船事故の落ち込みという部分も想定した対応をしていただきたいと思いますが、いつぐらいにこれははっきりと決まりますか。そこだけ教えてください。

●金盛議長 河井商工観光課長。

●河井商工観光課長 交付金の財源追加の話にも関係しますので、今回議会が終わった後でございますが、流氷観光に合わせるとすれば、その2カ月ぐらい前までには決まっていなければ旅行を計画される方のお金としてならない可能性が出てきますので、できるだけ速やかに検討を現場とも含めて調整し、内部的にも財源の調整をしていきたいと考えております。

●金盛議長 櫻井議員。

●櫻井議員 もう1項目伺います。予算書の14ページ、知床国立公園カムイワッカ地区利用適正化対策協議会の助成金に関してです。

今回のこの助成金というのは、いつ行われたシャトルバスの事業継続が困難な状況の部

分としての補正なのでしょう。

●金盛議長 南出環境課長。

●南出環境課長 ただ今、櫻井議員のご質問にお答えいたします。

今回のカムイワッカ地区の利用適正化対策協議会の助成金につきましては、もともと今年度、この協議会につきましては5月、それから7月、5月のゴールデンウィーク、それから7月の3連休、それから8月のお盆時期を中心としました10日間、それから今後、秋に向けまして3日間のバス運行を予定しているところでもあります。大きく減収があったのは、8月のお盆時期の減収の分が大きな要因となっているところでもあります。

●金盛議長 櫻井議員。

●櫻井議員 8月の減収分というのが320万円ですか。

●金盛議長 南出環境課長。

●南出環境課長 大きくは8月にもともと予算として想定していた金額よりもおよそ4割から5割ほど減収になったところでもあります。その分の補填の金額となっているところでもあります。

●金盛議長 櫻井議員。

●櫻井議員 当初予算でもその協議会の助成金を出していますけれども、当初予算の助成金がいくらであったか、そして今回の8月分にこの320万円のうちのどの程度が充当されるのか、まず教えてください。

●金盛議長 南出環境課長。

●南出環境課長 まず8月の当初予算の計上分につきましては250万円、町のほうから負担する予定となっていたところでもあります。また、協議会自体につきましては、全体事業としましては環境省の交付金ですとか北海道の交付金、それから町の負担金等々で運営をしているところでもあります。それらに基づきまして全体的に8月の部分が、まず当初の見込みが大きく減収したことが実績として上がってきたところでもあります。その分についての見合い分の計上となっているところでもあります。

●金盛議長 櫻井議員。

●櫻井議員 今の説明にあった部分で、さらに秋に予定しているという部分は、これはバスデイズの3日間のことですか。

●金盛議長 南出環境課長。

●南出環境課長 議員おっしゃるとおりバスデイズということで、9月30日から10月2日に予定しているバスの運行の分になります。

●金盛議長 櫻井議員。

●櫻井議員 その状態の計画で動いているのかどうか、私は承知していませんけれども、今回のバスデイズは料金を徴収するというので、その運用という部分に関しては、地域からも大丈夫なのかという部分、そして、その運用がもし予想よりも低かったときに

はどうなるのであろうという話が出ていました。今回のこの320万円は、そこにも充当される分のまとめでの一般補正予算であるのでしょうか。

●金盛議長 南出環境課長。

●南出環境課長 補植分につきましても、今年度は有償化ということで、まずバスの運賃を徴収することになっているところ、そちらのほうもある程度利用者数を見込んだ積算をしているところでありまして、8月の部分が4割、5割ぐらい利用者数が減少したところでありまして、それと同じような形で減収した場合を想定した分での320万円という金額になっているところでありまして。

●金盛議長 櫻井議員。

●櫻井議員 今年度予算の中で、先ほど言っていた250万円というのは、カムイワッカ協議会負担金で観光のほうに載っている観光施設維持管理整備事業の250万円のことでしょうか、それとも国立公園内利用適正化協議会の250万円なののでしょうか、どちらでしょうか。

●金盛議長 南出環境課長。

●南出環境課長 当初予算で、環境課で計上している分については国立公園内のカムイワッカ協議会負担金の250万円のほうになっているところでありまして。

●金盛議長 櫻井議員。

●櫻井議員 今年度の事業予算の計上ですけれども、国立公園内利用適正化協議会、それとも昨年までは国立公園内自動車利用適正化協議会であったのですけれども、これはどちらですか。

●金盛議長 南出環境課長。

●南出環境課長 当初予算のほうにつきましては、自然保護対策費の自然保護対策事業費の中にあります、国立公園内利用適正化対策事業費に対する250万円の負担金が今回と関連する予算となっているところです。

●金盛議長 櫻井議員。

●櫻井議員 そうしましたら、昨年までの国立公園内自動車利用適正化協議会という部分と名称が変わっただけですか。それとも何かの役割分担で、観光のほうのカムイワッカ協議会負担金という部分になったのでしょうか。

●金盛議長 南出環境課長。

●南出環境課長 まず協議会につきましては、一昨年までは主に交通利用ということでバスの運行をメインにした事業を行ってきたところでありまして、昨年度からカムイワッカ湯の滝につきましても、このカムイワッカ利用適正化協議会のほうで行う形にしましたので、自動車という部分等々の名称を除いた形での変更をしたところでありまして、それに対する予算書のほうも連動して変更しているところでありまして。

●金盛議長 櫻井議員。

●櫻井議員 そうしましたら、今年度のカムイワッカ協議会の負担金、観光施設維持管理整備事業の250万円というのは、自動車利用、要するにバス利用のものとは別の事業という形で捉えてよろしいのですか。

●金盛議長 南出環境課長。

●南出環境課長 事業自体はその協議会で二つの事業を行っているところはありますけれども、運営していく中ではそれぞれの利用の部分とバスの運行の分については分けた形で運用しているところであります。

●金盛議長 櫻井議員。

●櫻井議員 そうしましたら今年度10月に行われるカムイワッカ湯の滝の利用という部分は、実際今回行われないと聞いていますけれども、上まで行く部分の事業費が当初予算で予定されていた250万円という部分にあたるのでしょうか。

●金盛議長 河井商工観光課長。

●河井商工観光課長 今年度、カムイワッカの上部区域の利用に向け、利用の試行事業を昨年度開始いたしました。今年度2年目ということで行う予定でしたが、6月、7月、8月に行う分は海難事故の影響がございまして、事業承認を受けていたのですが実行はしませんでした。今回の9月30日から10月2日までの3日間に関しましては、人員配置が昨年も現場に5名ないし7名の人をあてていたのですが、そういう体制を組めますので、その3日間に関してはやる予定であります。

ただ、先ほど南出課長のほうから申し上げました、同じ協議会の会計を使っているのですが、車のほうとアクティビティのほうで分けて運用していますので、お金のほうは混じり合わない形で経理をしているところでございます。

●金盛議長 ほか、久保議員。

●久保議員 19ページ、農林水産業費の水産業費に関連してお伺いをいたします。

今ちょうどさけ釣りで海岸線に非常にたくさんの方が来ているわけですが、今年度の海浜利用適正化調査事業でQRコードを使ったアンケートを募集しています。このアンケートの状況、それを説明してください。

●金盛議長 森水産林務課長。

●森水産林務課長 QRコードのアンケートの状況についてお答えいたします。

釣り場の海浜域の適正利用化検討協議会というものを6月3日に設立をいたしまして、その中でさまざまな海浜の調査、特にこの協議会の中で課題が多い利用として釣りというものが挙げられましたので、その部分に焦点をあてたアンケートというものを作成いたしまして、8月1日から一般の方にお答えいただけるようにインターネットも利用しまして、QRコードで読み取ってアンケートにお答えいただくというような方式で行っております。QRコードにつきましては、代表的な釣り場への入り口など、許可などを取ったうえで9カ所に設置をしております。そのほかに8月2日に町民向けに釣りの規制に関するお知

らせ、新聞折り込みをいたしましたので、そのお知らせの一部も利用しまして、さらに町のホームページにも記載をさせていただきます。

そのような形で8月1日からアンケートを開始いたしまして、現段階で9月上旬の時点で約280件のアンケートの回答をいただいているところでございます。

●金盛議長 久保議員。

●久保議員 大変手頃だということですよ。アンケート、意識の収集をするといいますか、ですからこの後、来年度以降このDXを進めるためにも一つの手法かなと思うのです。それで今QRコードを使いながらもっと、この利用している人たちにサービス、つまり釣り客が何を求めているのか、大抵の人は天候を見て来るのです。しかし、昨年もありましたように、やはり内蔵を捨てていく、そういう人とかがいますよね。ごみ、そういうものを、やはりどこで回収するだとか、どこで有料で捌くだとか、そういうサービスをQRコードの中に突っ込んでいけるようにするとよりよい。信頼性も高まるし、また、ごみや不法投棄もなくなるのかと思うのですよ。そういう検討というのは、この後どのように、この期間していくのか。事業費が32万5千円ですから、ここではなかなかやれないだろうと思いますけれども、その辺について予定といいますか、検討する項目があればご説明ください。

●金盛議長 森水産林務課長。

●水産林務課長 アンケート等の中でいくつかの設問をしております、どのような利用をしているか、そして今年、いくつかの河川の河口での規制も追加されました。そういったことに対してのご意見だとか、そういったこともお聞きしております。また、自由記載欄というようなところもございまして、さけ・ます釣りに対するご意見というものもお聞きをしているところではあります。

そのような中で課題、基本的には海浜利用の適正化というものが目的の一つで、大きな目的でございますので、その目的の達成のために必要なことというものを今後整理して、検討していくというような形で考えております。

●金盛議長 久保議員。

●久保議員 ぜひ今年だけではなくて来年度以降にもつながるように、そして先ほどのクーポンのこともありましたけれども、そういうものと関連していければいいのかと思います。もう1項目ですけれども、歳出の総務費に関連して、これは先般、道新に選挙の2候補得票誤計上というのが全道版に出たわけですが、これもこの経過を説明してください。

●金盛議長 村上選挙管理委員会事務局長。

●村上選挙管理委員会事務局長 この度の参議院議員通常選挙における開票事務において、議員ご指摘のとおり、比例代表のほうで集計誤りが発覚しまして、有権者の皆さまをはじめ議員各位に対しまして公平な選挙執行に対する信頼を損なう結果となりましたことを深くお詫び申し上げます。



この集計誤りの発覚に至った経緯のほうを説明させていただきたいと思います。開票日の翌日11日に有権者の方からの問い合わせにより開票結果を点検したところ、比例代表名簿の登載者2名の開票集計結果に誤りがあることが判明しました。この誤りは開票点検中に使用する集計用紙の最終累計数に転記の誤りがありまして、選挙管理委員会事務局ではその数値を用いて北海道選挙管理委員会の投開票速報システムに入力いたしました。その後、集計担当による開票点検の中で誤りに気づき、そのページの修正がされたものの、その修正された数字は選挙管理委員会事務局のほうには共有されず、開票確定として開票結果を北海道選挙管理委員会のほうに報告したというのが経緯の概要になります。

この集計誤りにつきましては、北海道選挙管理委員会オホーツク支所のほうへ、開票結果、開票集計の結果に誤りがあった旨を当日電話連絡いたしまして、翌日12日の午前には文書により集計の訂正を報告し、その後に道選管報告書により、マスコミに対しまして、開票、速報の数値の訂正がファックスにて行われたというのが顛末になります。

●金盛議長 久保議員。

●久保議員 今回の参議院選挙のことは、ほかにも実は選挙についてはミスというのは結構あるのです、集計ミス。佐賀市だとか沖縄でもありました。過去には、これは2016年の沖縄の県議選ですけれども、集計ミスで当落が入れ替わったということもあるのです。今回は当落には影響なかった、これは結構なのです。

私が問題にするのは、町民から、町民からですよ。ゼロ票になっているという、このことなのです。これ何票か入っていると分からないのですよ。つまり町民から言われた、ほかは意外と再集計をした結果ミスが判明したということが多いのですけれども、やはりこれは町民、有権者の民意を反映する最大の権利です。この権利が損なわれたと、こう思うのです。これは来年統一選挙ですから、52票といううちの町議選でいえば結構ひっくり返りますよ。これはしっかりと再発防止策をつくるべきだと思うのです。理事者にお伺いしますけれども、これはなぜ町政報告になかったのですか。

●金盛議長 北副町長。

●北副町長 このことは民主主義の根幹に関わる選挙制度でございますから、当然ながら厳正に対処しなければならぬと思っております。このことについては、当該選挙管理委員会の機関会議においてすでに総括をされているというふうに理解しておりますけれども、委員会から議会への報告含めて、簡単に言いますと、こういう言い方をすると語弊があるかもしれませんけれども、当該事務という部分については人格が異なる部分です。選挙管理委員会というのは首長から独立した機関だという部分でございますので、これについて町長部局から町政報告という形でコメントする立場には第一義的にはないのかと思います。

しかしそうは言っても、一般職たる町職員が選挙事務にあたっているという部分でございますから、事務処理のミスにはほかならないという中で、まずは選挙管理委員会の中でしっかりと総括していただいて、その反省結果を本庁のほうの、毎年行っております事務処

理改善委員会、こちらに情報共有していただきまして今後の再発防止、これの事務改善に役立てていくと。そして職場で討議資料として活用させていく、そういう考えでありますので、どうぞご理解いただきたいと思います。

●金盛議長 久保議員。

●久保議員 それは行政の言い分、はっきり言えば。先ほど言いましたように、これは選挙、これは権利ですよ。そして今、副町長は人格が異なると。では職員の任命権者は誰ですか。

●金盛議長 時間の延長いたします。北副町長。

●北副町長 選挙事務でございますので、選挙管理委員会です。

●金盛議長 久保議員。

●久保議員 職員の任命権者は選挙管理委員会委員長ですか。もう一度確認します。

●金盛議長 北副町長。

●北副町長 選挙事務にあたっている職員について、選挙管理委員長が当然ながら任命というか、その任にあたることを決めるということでございます。

●金盛議長 久保議員。

●久保議員 職員として、そうであれば人事異動は選挙管理委員会がするのですか。違うでしょ、任命権者は。辞令は誰が出すのですか。

●金盛議長 北副町長。

●北副町長 事務局については、派遣という形になります。

●金盛議長 久保議員。

●久保議員 派遣は分かる、派遣は。その前の職員として辞令を出す、派遣する。派遣をする辞令は誰がするのですか。

●金盛議長 北副町長。

●北副町長 通常のとおり町長部局のほうで、選挙管理委員会に派遣するという辞令を発行します。

●金盛議長 久保議員。

●久保議員 職員はその仕事が好きでも嫌いでも、辞令に基づいて異動するのです。ですから行政のミスというのは管理職、理事者が責任を負っていたわけですが、違いますか。人格が別かどうかではなくて、執行するにしても、違いますか。

●金盛議長 北副町長。

●北副町長 ですから先ほども前段申し上げたとおり、第一義的には人格が違っていると。選挙管理委員会がしっかりと総括して、反省すべきことなのだと。ただ、といっても、職員が実際に関わっているということには間違いがないので、その結果を受けて、本町においても当該機関がございまして、その反省に立った再発防止の部分の対策をとっていきたいということでございます。

●金盛議長 久保議員。

●久保議員 第一義的というのわかります。全てがということではなくて、まして選挙事務は常駐してみんながやるわけではないです。そのときに各課、もしくは総務部が協力してするという事ですから、ミスは起こりやすいということは重々考えられるのです。だからこそ任命権者である理事者が、やはり一つ責任を持つということで、僕は考えるわけです。

二、三日前、羅臼町が水道事業の消費税計算ミスをしました。これは町長、副町長、すぐ減給5%返したのです。ですから第一義的ではないとしてもやはり一定の責任を感じる事がないと、私は行政執行上おかしいと思うので聞いているのです。いかがですか。町長に聞いています。

●金盛議長 馬場町長。

●馬場町長 事務職員の派遣につきましては、お話をしているように最終的に、最終的にというか、形は選管の委員長が辞令を出すと、そこにあたっては当然、私ども全体の人事異動でやるわけですから、このような職員をあてたいというような相談をしながら、最終的に方向を固めて、その上で手続きをするということで行っておりました。それはこれからも同じようにしていくつもりです。今、その責任をどうとるかというお話なのかなと思いますけれども、正直どうして起きてしまったのかと、最初に報告を受けたときは思いました。当落に影響がなかったからよかったという、単純によかったという部分ですけれども、だからどうでもいいということではなかったと思っています。ただ、何ていうのですか、自分に対する処分をというところまでは行かなかったということで、今日に至っているということでございます。

●金盛議長 ほか、櫻井議員。

●櫻井議員 先ほど久保議員も質問したのですけれども、私も農林水産業の水産業費に関連して伺います。

今年度ここにある知布泊の漁港整備、これは寄附であって、私が今質問したい部分とは違うのですけれども、知布泊でのさけ・ます釣りというのは、昨年、一昨年ずっと釣り客のマナーという部分が問題になっていた点では、いろいろな対策を実施してきました。今年度、新年度予算の中での知布泊漁港の利用調整事業で100万円ほど予算計上をされて、そこで看板の設置だとか、あるいは放送機材か何かの計上があったと思うのですけれども、そういった部分は今回の利用ができない釣り客に向けて、もう執行できない部分なのでしょうか。それとも、まだこれからも今年度の予算計上された部分の施設整備、看板だとかというのは設置されていくものなのですか。

●金盛議長 森水産林務課長。

●森水産林務課長 櫻井議員のご質問にお答えいたします。

知布泊漁港利用調整事業費につきましては、令和4年度、115万5千円ということで

計上させていただいておりました。議員おっしゃるとおり、知布泊漁港につきましては北海道のほうで漁業関係者、許可遊漁船関係者、管理関係者以外は立ち入り禁止という措置が、8月1日から11月までという期間でかかったところでございます。こちらにつきましては、平成26年から利用関係者による会議体を持ちましてさまざまな対策を行って、そしてその中で課題解決、漁港としての機能を維持するというような課題の解決を模索してきたところではございますけれども、やはり相当な負担、漁業関係者、許可遊漁船関係者、そういった本来の漁港の機能としての維持をするために、そういう方々のご協力をいただいたところなのですけれども、一定の限度を超えたといえますか、そういうところでさすがに機能を維持するためにそこまでの、どこまで協力ができるかというところの判断があったところでございます。そしてご質問の予算の執行状況でございますけれども、放送設備につきましては6月の末に設置をしまして、7月から運用開始をしているところでございます。内容としましては1時間に1度、夜間は住民の方もおりますので、朝の6時から夜の7時まで1時間に1回、利用上の啓発、それから8月1日から11月までは、一般の方が利用できない漁業関係者、許可遊漁船関係者以外は利用できないといったような放送をかけて、約1カ月、少し短かったとは思いますが、そういった期間で来訪者に周知を行っていたところでございます。

また、8月1日以降も引き続き同じ放送内容をかけておまして、知らずに入ってしまった方に向けたアナウンスというような意味合いもありますので、そういったところで活用をしているところでございます。そういった意味で、予算については有効に活用させていただいているということで、回答をさせていただきます。

●金盛議長 櫻井議員。

●櫻井議員 今回、今までにない形での釣ってはいけない場所というのが示されて、観光的というか商業的な部分でいえば、ウトロ、地元の飲食店では悲鳴を上げているという状況になっています。もう一方で知布泊、長いこと私たちも見に行ったりさせていただきましたが、いい形で使っていくという動きが出てきていたときなので、本当は今年度のその放送設備の設置だとか、あるいは環境美化に関わる部分の事業、そして看板の設置という部分ではいい形で、よく久保議員がおっしゃっていますけれども、一つのルール化みたいなことが知布泊でできればいいと思っていたのですけれども、そういったことが今回はできないと。ただし、今設置したとおっしゃられたように、放送設備という部分で1時間に1度出すことである程度その周知状況の、周知というのは訪れた方にされているというのは伺ったのですけれども、町としてはこの利用、調整整備事業という部分はこれからも何とかいい形で折り合いをつけて、知布泊漁港を利用してもらおうという意図で当初予算を組んでいたと理解してよろしいのでしょうか。

●金盛議長 森水産林務課長。

●森水産林務課長 北海道とお話をする中で一定の期間、特に時期的なものによって全く

釣りをされる方のカラーも違ってきます。実際に6月、7月という期間、私も港をよく見ていました。その期間に訪れる方というのは非常にレジャーという形で釣りを楽しみつつ、ルールも守っていただいていると。それに人が同じであっても人が多く集まるということで、どうしてもいろいろな課題が出てきてしまうというものもあります。

そういった中で、さけというような比較的よく釣れてしまう魚、そして高価な魚、そういう魚があのような漁業生産の拠点の場所で、そこに対してまた釣りの方も集まってくるという状況、課題を解決する方法としては一定の期間の制限というのはやむを得なかったのかと考えております。それ以外の時期につきましても、ほかの魚種を釣る方もいらっしゃいますので、そういった方に向けてのアナウンス、せっかくいい状況で環境もこの事業を通じて、環境整備も進みまし、漁業関係者の意識も変わってまいりましたので、そういった意識がまた継続されるように、この事業自体も継続していきたいと考えております。

●金盛議長 櫻井議員。

●櫻井議員 今回その道と決めた、ここを使ってはいけないという部分の規制区域というのは、これは一度決めるとしばらく続くものなののでしょうか。

それともう1件、自然産卵の妨げになるだとか、資源確保のためという部分があるのですけれども、うちの町はその自然産卵の拡大事業、拡大という部分は昨年度、今年度の予算はもう本当に少なくなってきたのですけれども、その自然産卵に関する、あるいは資源保護という部分、昨日の議長の一般質問にもございましたけれども、そういった部分に関しての取り組みとタイアップして、規制区域が今まで釣りをしてきた人たちにとっても納得のできるものという形での、うちの町の方向性というのを持っていくような計画はありませんか。

●金盛議長 森水産林務課長。

●森水産林務課長 まず1点目の規制区域が続くものかどうかというところでございますが、知布泊漁港につきましては、漁業生産活動を維持するというために必要なことであれば、そのために必要な規制というのは一定程度必要なのかと考えております。

自然産卵のほうにつきましては、今年度、海区漁業調整委員会のほうで自然産卵の調査、そういったもののために河口周辺、左右両岸、基本的には100メートル、ウトロ漁港の場合はどうしても河口が港ということでありますので、港のすばまっている場所まで規制がかかったところでございます。どうしてもさけ・ますの場合、河川に遡上してくるところの河口が通り道になりますので、その河口だけはこの調査のためにも釣りを規制するという、ご遠慮をいただくと、さけ・ます釣りです。というところでございまして、それとあわせて先ほどタイアップというご発言もありましたけれども、北見管内増協、それからさけます内水面試験場、そして漁業協同組合、町といった組織によってそれぞれの規制河川の遡上状況、産卵状況というものの調査を行っているところでございます。

そういった中で特にカラフトマスの場合、今年度も資源状況が非常に危機的な状況でございますので、どのような条件の中で再生産が行われるのか、そういったことを明らかにしつつ資源の回復に努めてまいるといような方針、こちらについては北海道としての方針に基づいての自然産卵の拡大というものもございます。そういったものに対して、町としても協力をしていくといような姿勢で考えております。

●金盛議長 櫻井議員。

●櫻井議員 今まで来られていた釣り客の方々は規制で来られなくなったという、その理由がある程度、ただ単に斜里町も、どうも意地悪をしているみたいな形ではなくて、地域の産業的な部分を踏まえてこの規制をやっているのだという、何ていうのですか、仕方がないといような発信といのは、私はただ単に規制するだけではなく必要なことなのではないかと思っている中では、先ほど久保議員が質問していたアンケートのことに関しては非常にいい取り組みだと思います。

釣り客からは、何かケチな町だと言われている、意地悪だ、という声がたくさん聞こえて、地元の商工業者、飲食店も困っている状態があります。そこは全体的な産業の維持管理、そして町の姿勢という部分を常にオープンに見せていっていただけるようにしていかないと、やはりイメージ的には悪いのかなと思いますので、そういった取り組みも同時にやっていくことは必要だと思うのですが、いかがでしょうか。

●金盛議長 森水産林務課長。

●森水産林務課長 このたび河口規制というものが新しく幌別川、それからペレケ川、糠真布川という3河川で左右両岸100メートル、河口規制がかかりました。また、遠音別川につきましては、これまで8月末までであった規制期間が延長されたところでございます。こちらにつきましては、私も、もしかしたらそういう漁港という意味での配慮が北海道のほうにあったのかどうかといようなところも確認したのですが、純粹に資源面での重要河川といところで選定したといことで聞いております。そういったところについては理解を得ていくといことが必要なかと思えます。

また、それ以外のいくつもの釣り場がありまして、いくつかの釣り場では観光施設と近いとか、そういうバッティングもあるところではあるのですが、そういった方がしっかりと利用できるように、また、有料の釣船に乗船しての秋さけ船釣りライセンスという制度もございます。こういった形で利用される方もいらっしゃいますので、そういう意味でも、利用の適正化が図られていくように、今後検討していきたいと考えております。

●金盛議長 ほか、木村議員。

●木村議員 水産林務課長は町長の答弁にもあったように、極めて専門的知識を有していると。今の答弁を聞いて、私もなるほどと聞いてございます。

今回の知布泊との関係につきましては、今の時期で、町長の町政報告にもあったように、この水産資源の中で極めてマスも昨年に引き続き大不漁であった。併せて新魚の確保もま

まならないと、こういう話がある。つまり採卵のための、いや持続可能な再生産の卵が本  
当に取れるのだろうか。斜里のマス漁につきましては期限までやれなくて、8月の下旬に  
網を撤去してしまった、つまりそれだけ新魚確保に深刻な影響を与えていると、こういう  
実態もあります。これは、近年まれに見る大不漁で、皆さんが想像している以上の不漁で  
ございます。そういう中で、さけますも国民の財産であり共有財産であると。これは別に  
どうのこうのとは言いませんけれども、でもやはり、産業を持続的に守るためには、ちょ  
うどタイミングとして私はいいい時期であったろうとは思っております。

そこでついでに立ったので、質問はしないかと思ったのですけれども、確認のために質  
問をさせていただきたいと思えます。今回の9月の道の予算、目玉がありまして、一つは、  
燃油高騰のために物価高も含めて運送業に対する助成金が出ました。これはトラックなり  
トレーラー類の運送業者、各社に助成が出ると。もう一つは、さけ・ます養殖事業に関し  
まして、いわゆる稚魚の飼料、食べ物の飼料です。この高騰分を道が2分の1助成すると。  
高騰分の2分の1ですから大した金額にはならないのですけれども、この管内増協を支援  
する2分の1です。今までうちの町、例えば、事業継続緊急支援事業も道の助成とタイア  
ップしている、道の事業と連動していると言われ、ここら辺は大した金額ではないのです  
けれども、道が2分の1出しますよと。管内状況ありますけれども、それで北見がよく関  
わっていますけれども、これが2200万円なのです。ですから割り返した対象金額では  
ないと思えますけれども、道は2分の1出した場合、追随して斜里町としてはその残りの  
部分を、いわゆる高騰分の差額、これを出す意思があるかどうか。つまり本当に道から来  
ているかどうかというのを確認したいのです。多分、道からはそういう流れで来ていな  
いかなと思えます。ただ、道が予算を可決した場合に、斜里町としてそれを補填するという  
意味でやる意思があるかどうかということを確認したいと思えます。

●金盛議長 答弁保留のまま暫時休憩といたします。再開を5時丁度といたします。

休憩 午後4時46分

再開 午後5時00分

●金盛議長 休憩を解き、会議を開きます。保留中の答弁から、森水産林務課長。

●森水産林務課長 木村議員のご質問にお答えをいたします。

まず、マスの遡上状況でございますけれども、現在、計画に対して約15%程度の捕獲  
にとどまっているというところでございまして、次世代の資源に向けて非常に危機的な状  
況となっております。管内増協のほうも非常に危機感を持っているというところでござ  
います。

そういった状況を受けて、8月の末に休漁というような判断をしたところではございま  
すけれども、報告状況については依然芳しくない状況というところで、現在15%となっ

ているところがございます。管内増協に対しての支援というところがございますけれども、町としましては、斜里町さけ・ます増殖協力会ということで、管内増協が行う事業に対して協力をする団体がございます。こちらの団体で以前から密漁対策ですとか、さけ・ますの海中飼育に関する事業などを行っておりますので、そちらのほうにこれまで支援をしており、今後も継続をしていきたいと考えております。

一方で、北見管内増殖事業協会、今回の支援につきましては、全道の増協が対象というところではありますけれども、そちらにつきましては道としても管内の、雄武町から斜里町まで全体の漁業関係者によって構成される組織ということになっておりますので、管内増協のほうから斜里町の事業において何かしら、例えば、いろいろと調べてほしいとか、そういうことに対しては都度都度協力をしているところではありますけれども、事業費に対しての支援というものはこれまでも求められておりません。現在も求められておりませんので、現段階では斜里町さけ・ます増殖協力会への支援という形で、増殖事業への支援を考えて継続してまいりたいと思います。

●金盛議長 木村議員。

●木村議員 私も質問で、当然管内増協と地元のさけ・ます増殖協力会とは、組織体が下部組織であって、なおかつ管内増協に一定の生産の割合、最終的には事業費が確定したら斜里・ウトロの漁獲高の何%を管内増協に拠出なさいと、こういう算式になっております。ですから直接管内増協にというよりは地元の増協に助成を出すのは斜里町ですから、当然の話かなと思っておりますので、一定の期待をしながら待ちたいと思っています。

加えて、先ほども北海道との関連事業で櫻井議員の質問の、最終的にどうもよくわからない部分があるので確認だけさせていただきたいと思います。この事業継続緊急支援事業、3500万円の予算がついております。このコロナの緊急事業については、きちんと積算した事業もありますけれども、大枠は大体アバウトで今まで出ている事業もございます。この3500万円はどうも答弁を聞いていると、どちらかというと大まかに見積もった、簡単に言うとアバウトな事業積算根拠だと思うのですが、そこら辺の部分についてまず確認したいと思います。

●金盛議長 河井商工観光課長。

●河井商工観光課長 先ほど櫻井議員の答弁の中で私が申し上げたのは、今回のこの支援金に対応するための調査をしてはおりませんということ。一対一関係にある調査はまずしておりません。今回これをやるにあたって判断としたのは、まず観光客の入り込み状況の推移、7月の中旬ぐらいから急速に悪化してきたということがわかっておりましたので、とすると来る人がおおよそ6月までと比べて急激に20%ぐらい下がったのですが、そうすると当然そこに見合う消費が落ちるはずだということがございました。あとは全国の商工会連合会というところが行った小規模企業の景気動向調査というものを毎月やっております、それにあたってどの業種がどういう影響を受けているかという調査がございます。



それを我々としても見ながら、どの業種がどの程度の影響を受けているかというのは観測しています。それを町内の事業所でおおよそあてはめると、何人規模の事業者がどの業種では大体何人ぐらいいるという試算を一応しております、それを掛け算していくと3400万円から3500万円ぐらいになるというような計算はしています。本当にざっくりということではなくて、最大このぐらいの影響を受けている可能性があるということで、払えなくなっても困りますので、事業所の規模の人数を具体的にどの業種であればどの人というのは大体わかりますので、その表をつくって一応試算をしているということでございます。

●金盛議長 木村議員。

●木村議員 表現が少し悪かったかもしれませんが、アバウトというのは私も今、課長が言ったぐらいの積算はしているだろうと。ただ、通常予算というのは積み上げ方式できちきち積み上げていっていくらと、こういうような形であります。ただ大枠、皆さんそうなのですけれども、この点は大体想定をしながら予想を立てて、想定をしてそこに何社ぐらいが該当するかという部分がある程度見積もってかけていくという形ですから、そういう意味でアバウトという言葉を使用させていただいただけであって、しっかりとした、きちんとここに当てはまるという予算ではないということは、今よくわかりました。

そこで先ほどの道との絡み、道にお願いをするという答弁がありましたけれども、櫻井議員が言ったように、もし落ちている事業者、本当は支給対象にしなければならないと、こういう事業者。なぜそんなことを言うかということ、今、統計なり、試算の話もしましたけれども、やはり国が一番アバウトなのです。国が日本全国を推計するには。それから北海道は市町村よりもアバウトなのです。市町村が一番その実態がよくわかっている。むしろ市町村ほど正確な数字は、北海道も国も持っていないというのは、私はそう認識している一人なのです。そういう中で道との連携になってしまうので、道も一応の枠は決めてしまうけれども、そこからどうしても櫻井議員の言ったように振り落とされている、対象とならないという事業者がもしいたとした場合、やりとりを聞いていると、それは道に何とか掛け合ってつくってほしいという答弁にも聞こえたし、けれども私はどうも聞いていて、もし道が、これ日にちも決まっていますからね。10月3日からも受付するのですけれども、いわゆる道がオーケーと言わなかったと、そういう事業者に対して、その場合はどうするのかというのはどうも不思議で聞いていたのです。そこら辺の兼ね合いというか、この事業を推進するにあたって大事なポイントであろうと私は思っているのですけれども、そこら辺、もう少し明確に、こうしていきたいと。もし道が該当しない場合でも、実態として斜里町ではつかまえているわけですから、よその町の話ではないのです。斜里町の事業者ですから、それをしっかり捉まえた場合に斜里町として独自でもやりますよと、こういう形が私は望ましいと思っているのですけれども、そこら辺について町はどう考えていらっしゃるのか、お聞かせいただきたい。

●金盛議長 河井商工観光課長。

●河井商工観光課長 正直に申し上げれば、櫻井議員のご指摘があるまで、要は本当に、本当にと申しますか、今回、道のほうの基準にあてはまらないことで困っている事業者がいるという想定を実はしておりません。ですので、今回具体的には飲食店の事例と、ガイド事業者の事例がございましたので、櫻井議員がおっしゃるとおり、北海道の支援金の対象外となる場合には想定外の事例ということで、内部検討をさせていただきたいということです。今議会、現段階ではまだ募集をしておりませんので、要綱も議会後に定めるつもりでございましたので、そういう意味ではまだ町としての要綱は変更しうる状態でもあります。そういう意味では内部協議の結果、対応させていただきたいというのが趣旨でございます。

今回、町のこの支援金は、事業目的、背景はそういう困っている方を支援するという基本姿勢はもちろん持っておりますので、その辺も踏まえて想定外としての道の支援金に対象とならない、困っている方に対してどうするかというのは議会終了後に検討させていただきたいという意味で私のほうからお答えしたということでございます。

●金盛議長 ほか、今井議員。

●今井議員 1点だけ確認させていただきたいと思います。

先ほど海道議員また久保議員が質問しておりました遊覧船事故の搜索費用の関係ですが、これは先ほどから言っている羅臼のボランティアの方に30数万円で、残りの60万円はイコール知床財団ではないと。熊対策という部分で財団に一部というか、そこら辺のこの残金について、多分残りの部分は今後何かしらの部分で使う見込みがあつての100万円なのか、そこを確認したいのですが、教えていただけますか。

●金盛議長 増田総務部長。

●増田総務部長 繰り返し、まず確認ですけれども、民間ボランティアの支援に関しては船の傭船料ということで38万1千円、過去の傭船料を支援するということであります。また、知床財団の部分については、今想定していたのは警察等への要請で、これは熊対応だけではなくて、もちろん搜索要員としても参加しているという経緯がありますので、その部分の支援は、今後最終的に整理した上で考えたいと思っております。

なぜ100万円かということですがけれども、用途が全てもちろん決まっているわけではございません。あくまでこの搜索に関して、この事故に関して今後どのような展開になるかということも全て想定できるわけではございませんので、実際搜索は海上保安庁、それから警察、陸上に関して警察が行っておりますが、地の利といいますか、場所が町職員が入るとわかるというような場所も、ルシャ地区だとか、その辺りではありますので、そういった部分でいうと、そういう部分で何がしかの費用が発生した場合にはここで対応したいということではありますけれども、負担金として現時点で何か想定されるものがほかにあるかと言われますと、特にはございません。

●金盛議長 今井議員。

●今井議員 そうですか。私が少し疑問に思っているのは、先ほどからずっと聞いているのですけれども、知床財団の方々が警察のほうから要請を受けて、捜索する日にちに合わせて出ていっているのか、それとも道警の方々が捜索するから、我々も何かしらの部分で、財団の方々が力添えというか、そういう部分で積極的に出ていたのか、何かそこら辺が私の頭の中でクエスチョンマークがついているのですが、そこら辺どうなのでしょう。

●金盛議長 増田総務部長。

●増田総務部長 これに関して、正式な要請、要請というか何か文書が来て何とかということではございません。この捜索に関しては、繰り返しになるのですけれども、原則的には海上での事故ということで、海上保安庁が指揮をとっているということなのです、漂着の分は。一方で、北海道警察が陸上の部分に関しては、今捜索をしているというか、それぞれの機関がそれぞれの、ある意味でやれることはやっているという面もございます。そういった中で、実際今、道路がある部分だとか、そういう部分に関しては警察単独でももちろん捜索をやっているわけなのです。先端部のルシャであるとか、知床岬であるとか、そういう部分に関しては協力してもらえればということで町にも相談がありましたし、そういう中で熊のことがあるということで財団のほうにも協力してもらえないかというような、そういうような相談は警察からもございました。その上で町として応えられる部分として、あるいは財団としても応えられる分として参加をしているということでございます。

●金盛議長 今井議員。

●今井議員 それでは賃金が一人当たり単価に対してどうのこうのではなくて、あくまでもそういう部分で町のほうで考えていたということであれば、これは財団に対しての謝礼という部分で捉えていいのですか。

●金盛議長 増田総務部長。

●増田総務部長 それに関しては謝礼というわけではなくて、一定の負担をしてもらっているという意味で、負担金という形で考えておりますけれども、その具体的な積算とかについては、まだ財団の部分に関してはしておりません。

●金盛議長 ほか、ありませんか。これをもちまして、議案第29号の質疑を終結いたします。

#### ◇ 議案第30号質疑 ◇

●金盛議長 次に、議案第30号、令和4年度斜里町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3回）について、質疑を受けます。ご質疑ございませんか。

（「なし」という声あり。）

●金盛議長 これをもちまして、議案第30号についての質疑を終結いたします。

◇ 議案第31号質疑 ◇

●金盛議長 次に、議案第31号、令和4年度斜里町国立公園内森林保全事業特別会計補正予算（第1回）について、質疑を受けます。ご質疑ございませんか。

（「なし」という声あり。）

●金盛議長 これをもちまして、議案第31号についての質疑を終結いたします。

◇ 議案第32号質疑 ◇

●金盛議長 次に、議案第32号、令和4年度斜里町公共下水道事業特別会計補正予算（第2回）について、質疑を受けます。ご質疑ございませんか。

（「なし」という声あり。）

●金盛議長 これをもちまして、議案第32号についての質疑を終結いたします。

◇ 議案第33号質疑 ◇

●金盛議長 次に、議案第33号、令和4年度斜里町介護保険事業特別会計補正予算（第2回）について、質疑を受けます。ご質疑ございませんか。

（「なし」という声あり。）

●金盛議長 これをもちまして、議案第33号についての質疑を終結いたします。

◇ 議案第34号質疑 ◇

●金盛議長 次に、議案第34号、令和4年度斜里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）について、質疑を受けます。ご質疑ございませんか。

（「なし」という声あり。）

●金盛議長 これをもちまして、議案第34号についての質疑を終結いたします。

◇ 議案第35号質疑 ◇

●金盛議長 次に、議案第35号、令和4年度斜里町病院事業会計補正予算（第2回）について、質疑を受けます。ご質疑はございませんか。

（「なし」という声あり。）

●金盛議長 これをもちまして、議案第35号についての質疑を終結いたします。

◇ 議案第36号質疑 ◇

●金盛議長 次に、議案第36号、令和4年度斜里町水道事業会計補正予算（第2回）について、質疑を受けます。ご質疑ございませんか。

（「なし」という声あり。）

●金盛議長 これをもちまして、議案第36号についての質疑を終結いたします。

◇ 議案第29号 討論・採決 ◇

●金盛議長 これから、討論採決を行います。

はじめに、議案第29号、令和4年度斜里町一般会計補正予算（第5回）について、討論ございませんか。

（「なし」という声あり。）

●金盛議長 討論なしと認めます。

これから、議案第29号について、採決を行います。議案第29号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「なし」という声あり。）

●金盛議長 異議なしと認めます。よって議案第29号については、原案のとおり可決されました。

午後5時22分

◇ 議案第30号 討論・採決 ◇

●金盛議長 次に、議案第30号、令和4年度斜里町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3回）について、討論ございませんか。

（「なし」という声あり。）

●金盛議長 討論なしと認めます。

これから、議案第30号について、採決を行います。議案第30号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「なし」という声あり。）

●金盛議長 異議なしと認めます。よって議案第30号については、原案のとおり可決されました。

午後5時22分

◇ 議案第31号 討論・採決 ◇

●金盛議長 次に、議案第31号、令和4年度斜里町国立公園内森林保全事業特別会計補正予算（第1回）について、討論ございませんか。

（「なし」という声あり。）

●金盛議長 討論なしと認めます。

これから、議案第31号について、採決を行います。議案第31号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「なし」という声あり。）

●金盛議長 異議なしと認めます。よって議案第31号については、原案のとおり可決さ

れました。

午後5時23分

◇ 議案第32号 討論・採決 ◇

●金盛議長 次に、議案第32号、令和4年度斜里町公共下水道事業特別会計補正予算（第2回）について、討論ございませんか。

（「なし」という声あり。）

●金盛議長 討論なしと認めます。

これから、議案第32号について、採決を行います。議案第32号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「なし」という声あり。）

●金盛議長 異議なしと認めます。よって議案第32号については、原案のとおり可決されました。

午後5時23分

◇ 議案第33号 討論・採決 ◇

●金盛議長 次に、議案第33号、令和4年度斜里町介護保険事業特別会計補正予算（第2回）について、討論ございませんか。

（「なし」という声あり。）

●金盛議長 討論なしと認めます。

これから、議案第33号について、採決を行います。議案第33号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「なし」という声あり。）

●金盛議長 異議なしと認めます。よって議案第33号については、原案のとおり可決されました。

午後5時24分

◇ 議案第34号 討論・採決 ◇

●金盛議長 次に、議案第34号、令和4年度斜里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）について、討論ございませんか。

（「なし」という声あり。）

●金盛議長 討論なしと認めます。

これから、議案第34号について、採決を行います。議案第34号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「なし」という声あり。）

●金盛議長 異議なしと認めます。よって議案第34号については、原案のとおり可決されました。

午後5時25分

◇ 議案第35号 討論・採決 ◇

●金盛議長 次に、議案第35号、令和4年度斜里町病院事業会計補正予算（第2回）について、討論ございませんか。

（「なし」という声あり。）

●金盛議長 討論なしと認めます。

これから、議案第35号について、採決を行います。議案第35号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「なし」という声あり。）

●金盛議長 異議なしと認めます。よって議案第35号については、原案のとおり可決されました。

午後5時25分

◇ 議案第36号 討論・採決 ◇

●金盛議長 次に、議案第36号、令和4年度斜里町水道事業会計補正予算（第2回）について、討論ございませんか。

（「なし」という声あり。）

●金盛議長 討論なしと認めます。

これから、議案第36号について、採決を行います。議案第36号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「なし」という声あり。）

●金盛議長 異議なしと認めます。よって議案第36号については、原案のとおり可決されました。

◇ 散会宣言 ◇

●金盛議長 本日は、これもちまして散会といたします。

午後5時26分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するため署名する。

令和 年 月 日

斜里町議会議長

署名議員

斜里町議会議員

斜里町議会議員